

平成 15 年 2 月 定例会（第 264 回）

3 月 3 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

- 1 [イラク問題について](#)
- 2 [政治資金問題について](#)
- 3 [新年度予算について](#)
- 4 [市町村合併について](#)
- 5 [介護保険について](#)
- 6 [福祉医療の問題](#)
- 7 [医療費の三割負担凍結について](#)
- 8 [バス路線の存続の要望](#)

平成15年 2月 定例会（第264回）

平成十五年

第二百六十四回定例奈良県議会会議録 第三号

二月

平成十五年三月三日（月曜日）午後一時開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十五名）

一番 山本進章	二番 菅野泰功
三番 中野雅史	四番 上田 悟
五番 笹尾保博	六番 奥山博康
七番 森下 豊	八番 粒谷友示
九番 今井光子	一〇番 山村幸穂
一一番 田中美智子	一二番 神田加津代
一三番 鍵田忠兵衛	一四番 中辻寿喜
一五番 安井宏一	一六番 丸野智彦
一七番 森川喜之	一八番 高柳忠夫
一九番 田中惟允	二〇番 樹杉和彦
二一番 岩田国夫	二二番 大保親治
二三番 欠員	二四番 飯田 正
二五番 辻本黎士	二六番 秋本登志嗣
二七番 米田忠則	二八番 小林 喬
二九番 田尻 匠	三〇番 欠員
三一番 山下 力	三二番 畠 真夕美
三三番 国中憲治	三四番 山本保幸
三五番 杉村寿夫	三六番 松井正剛
三七番 新谷紘一	三八番 出口武男
三九番 欠員	四〇番 寺澤正男
四一番 服部恵竜	四二番 上松正知
四三番 上田順一	四四番 新谷春見
四五番 中村 昭	四六番 梶川虔二
四七番 松原一夫	四八番 川口正志

議事日程

一、当局に対する代表質問及び一般質問

○議長（服部恵竜） これより本日の会議を開きます。

○議長（服部恵竜） ただいまより当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、三十一番山下力議員に発言を許します。――三十一番山下力議員。（拍手）

◆三十一番（山下力） 議長のご指名をいただきまして、質問を行ってまいりたいと思っております。

質問を始める前に、知事選に触れておきたいと思っております。

先週二月二十八日の本会議の自民党代表質問で、松井正剛議員から、自民党県連としての対応はまだ決定していないとしながらも、柿本善也知事の過去三期の実績を踏まえ、自民党県議団として、本年秋に予定されている知事選に四選出馬するよう要請があり、それにこたえて柿本知事が出馬意思を表明されました。県内の市町村合併の動きも活発化し、九州では知事レベルの県合併推進検討会が立ち上がっているやに聞いています。分権の時代を確立するためには、地方自治体の解体と再編は避けて通ることのできない課題ではないでしょうか。我が民主党と会派民主党・市民連合は、幾つかの選択肢を整理しながら検討中でありまして、少なくとも、他に有力な選択肢がないから云々で態度を決めたくないと思っております。

この際、瑣末なことで恐縮ではありますが、柿本知事に聞いておきたいと思っております。過日の出馬表明の際にも触れられていたところではありますが、柿本知事に対する出馬要請決議なるものを届けられている団体が二百を超したと言われております。柿本知事の後援会や上部団体などから出馬要請をするよう要請されて、これはどういう意味なのか、しなければならぬことなのかとお困りの向きもあるようであります。柿本知事が政治家としての所信を明らかにされ、その上で推薦または支援要請をされるのは結構かと思うわけでありまして。しかし、出馬要請を要求するなどは民主主義的手法ではないのではないかと、疑問に思うのであります。かかる風潮は、故奥田良三氏が八期二十九年余に及ぶ長期就任の間に醸成されたおべんちゃら行為であり、好ましいものではないと思うのであります。いかがなものでしょうか。

それでは、質問に入ります。細かく精査しなければならない福祉や教育、産業、労働、警察行政等にかかわっては予算委員会でやりとりしたいと思っております。とりあえず、知事の確たる姿勢を問いたいと考えています四項目の課題に絞って、代表質問をすることにしました。

一番目の質問は、逼迫している県財政問題についてであります。

知事の本会議冒頭の提案理由説明で述べられたように、景気の厳しい状況から、県税収入は、ほとんどの税目で二年連続して前年度予算額を大きく下回るものとなっております。柿本知事が就任された一九九一年のピーク時と比べると、三百億円もの大幅減であります。また、地方交付税は、その原資となる国税収入の大幅な減少によって、三年連続でマイナ

スとなっています。極めて深刻な事態と認識しなければなりません。この非常事態に対応するため、県は、国の地財計画に基づいて臨時財政対策債を四百億円計上しています。前々年度に百億円、前年度に二百二十億円借り入れしていますから、三カ年で七百二十億円の臨時財政対策債の積み増しであります。その結果、県債残高は約九千九百九十九億五千万円余に膨らみ、おおよそ県民一人当たり六十三万六千円余の借金となり、国の借金五百二十兆円分の四百十万円余を合わせますと、県民一人当たり、国、県の借金を合計いたしますと四百七十万円余を負担しなければならないことになっているわけであります。

そこで、知事にお伺いします。臨時財政対策債とは、交付税特会借入残高が急増したために焼き直しされたもので、結局のところ、借金を返すための借金、すなわち自転車操業のような財政操作ではないでしょうか。この起債の元利償還金が、後年度交付税で措置される有利な財源であるとの説明を受けているのでありますけれども、まゆつばものと思えて仕方がありません。現に、過去三カ年間で合計七百二十億円の臨時財政対策債を措置することになりました。が、しかし、交付税収入は、その前の二〇〇〇年度と比べて二百六十五億円も減少し、県債残高は八百五十九億円余りも増加しているではありませんか。これでは、地方交付税交付金制度が本来の財政調整機能を喪失したと言わざるを得ないのではないのでしょうか。知事が知事に就任された一九九一年度と比べて、本年度の予算総額は一・一倍であります。が、県債残高は、何と二・八七倍になっているのであります。小手先のやりくりでその場を取り繕う手法は問題の先送りであり、子や孫の世代にツケ回しをする無責任な政治と言わなければなりません。知事の明確な方針を伺います。

そのまず一つ目に答えていただきたいことは、タコが自分の足をかじりながら生き長らえるように、あと何年間辛抱すれば、右肩上がりにもふえ続ける県債残高に歯どめをかけ、県財政の健全化が見通せるというのでしょうか。

二つ目は、国から地方への税源移譲の問題です。

これまで長きにわたって地方自治体は、その財源を地方税、交付税、補助金と三位一体で中央政府にコントロールされ、歳入の自由を奪われてきました。二〇〇〇年四月一日より地方分権一括法がスタートしても、安定的な地方税財源が拡充されなければ、国と地方が対等、平等の関係をつくれないうし、地方の時代も、絵にかいたもちになるのではないのでしょうか。国から地方への税源移譲の積極的な動きが見受けられません。その進捗状況についてお教えいただきたいと思います。

三つ目は、地方分権時代における資金調達方法の多様化を目指して準備されようとしています。県民参加型奈良県債発行事業について、一つの問題提起をしたいところがあります。

県は、病院の高額な医療機器の導入などを目的とした公営企業債の発行を考えておられるようですが、さほどインパクトのあるものとは思えません。同じ公営企業債ではありますが、本年三月末見込みで、政府債として借り入れた未償還残高が水道事業で約四百六十二億円あり、そのうち七%から八%と高金利になっています。政府債が約八十四億八千万円あります。政府債の借換えはできないということですが、金融公庫といかなる

事情の違いがあるというのでしょうか。この未償還残高に相当する資金を、六十歳以上の高齢者に年利3%で三カ年ぐらゐの期限で債券発行すれば、県も助かるし、景気刺激策にもなって、おもしろいのではないのでしょうか。ご所見を伺いたいと思います。

二番目の質問は、市町村合併問題についてであります。

第二十四次地方制度調査会が、一九九四年、平成六年に、「市町村の自主的な合併の推進に関する答申」を内閣に提出し、翌九五年に、住民発議で法定合併協議会を直接請求できること等、市町村合併の特例に関する法律の改正が行われ、また、一九九九年の地方分権一括法にさらなる合併特例法の改正を盛り込み、二〇〇五年三月三十一日まで延長されました。ちゅうちょする市町村をしり目に、国が二〇〇一年に新指針を示し、四月には全国四十七都道府県で市町村の合併推進についての要綱が出そろったのであります。我が県でも、昨年十二月現在で法定協議会が一つ、任意協議会が三つ立ち上がり、さらに数カ所活発な動きが見られるに至りました。

今回の一連の動きは国策として展開されているもので、平成の大合併と称され、約三千二百八十の自治体をおよそ千カ所にすること等の行政改革大綱が既に閣議決定されています。かつての明治の大合併では、江戸時代から継続していた約七万の集落を一万五千ほどの町村に再編し、先進資本主義諸国に対抗するための強力な中央集権システムの一環として位置づけられ、徴税や戸籍等の事務処理、小学校の設置、管理や土木事業などの行政能力、自治能力の向上が求められました。また、昭和の大合併は、一九五三年の町村合併推進法、五六年の新市町村建設促進法と、一九六五年の合併特例法施行に至るまでの期間に、約一万あった市町村を三千四百余までに再編したものであります。六・三制の義務教育が導入されたこと、経済の高度成長で資本と人口の都市集中が、また都市周辺農村の都市化が進み、社会資本の整備への需要が急増して、自治能力の向上と広域的な行政体が求められた時期でありました。確かに、一九四九年にシャウプ勧告が出され、地方財政全般にわたって民主化すること、地方自治体への税源移譲や地方財政平衡交付税制度の創設などを通して基礎的自治体の行財政能力を高めること、国による権力的な関与を廃止することなどを前提とした町村合併論議もかつてあったようであります。

しかし、実際のところでは、戦前からの官僚主義的中央集権化が温存され、その延長線上に、行財政の合理化のための、すなわち上からの市町村合併が推進されてきたという点では共通していたようであります。果たして、今回の平成の大合併は、五百兆円を超える借入残高を抱えて地方を抱え切れなくなった中央政権が、行財政の効率化という観点からの分散の受け皿として思いついた市町村合併ではなかったのかとの疑念が私の中で膨らんできています。

これまでの中央集権型システムは、あらゆる分野で金属疲労を来し、機能しなくなっています。高度経済成長期に私たちの社会は、その地域性と共同性をずたずたに引き裂かれてきました。あえて法を制定し、公権力を引き入れてしかおさめることのできなくなったドメスティック・バイオレンスや児童虐待が、その典型ではないのでしょうか。だれもが老

いていきます。病気にかかります。障害を持つこともあります。だれもが安全で安心できる地域社会の再生こそが今求められていると、私は確信しています。その再生のかぎを握るのは、いかにして地方分散型システムを構築するかであり、市町村合併をその最高のチャンスにしなければなりません。しかしながら、県の市町村合併推進要綱に基づく対応を見ると、分権、分散を基調とする情報提供が少ないのではないかと危惧しているところがあります。以下の質問にお答えください。

その一つ目は、合併協議の場合に住民参加の保障のないことでもあります。

確かに、有権者の五十分の一の発議で、市町村長に法定合併協議会の設置を直接請求できることになっています。しかし、合併ビジョンをめぐって住民の意見を反映したり、住民投票等で住民合意を得るといふ、民主的な対応の保障はありません。県の見解を聞かせてください。

その二つ目は、住民自治とコミュニティーの育成の問題であります。

合併特例法でも、合併前の旧市町村ごとに地域審議会が設置できることとなっているのですが、住民参加のコミュニティーを育成するためには、少なくとも小学校区ごとに住民自治協議会を構成し、それに法的根拠を付与することが大切だと考えています。きょうの一部の新聞で、この住民自治協議会について、総務省片山大臣が前向きな姿勢、見解を示されており、私も歓迎するところでもあります。県の所見をお伺いしておきたいと思えます。

その三つ目は、合併特例債への過度の期待を抑制する指導についてであります。

充当率が九五%で、元利償還金の七割を普通交付税で措置するという、すこぶる魅力的な合併勧誘手段に違いありません。しかし、借金は借金であり、住民の肩にかかってくるものであります。これまでの市町村の庁舎を合併後に支所として利用し、小さな本庁、大きな支所を基本とした、むだな箱物をあえて新設しない合併論議が必要ではないでしょうか。

四つ目は、小泉首相の諮問機関、地方制度調査会で示された、いわゆる西尾私案についての県の見解でございます。

これはこの本会議でもたびたび議員の方から繰り返し質問があり、答弁があったわけがありますけれども、重複することをお許し願いながら質問に加えさせていただきました。合併に応じない人口一万人以下の自治体は、近隣の自治体に強制的に編入するか、窓口サービス以外の事務を県に事務配分特例として処理を義務づけてはどうかというものでありますけれども、合併できない、合併しないとして静観せざるを得ない川上村や十津川村などにとっては、脅しに等しい暴論であると言わざるを得ません。多様な選択肢があつてよいのではないのでしょうか。

五つ目は、いわゆる道州制の問題についてであります。

地方分権一括法が施行されるまで、県は、国の総合的な出先機関としての性質をあわせ持ってきました。しかし、合併によって市町村が行政能力を強化すれば、必然的に県と市

町村の対等・協力の関係づくりが進められなければなりません。その際、県は広域自治体
にふさわしい機能の強化が求められ、近隣府県との連携が、府県合併や道州制という形で
俎上にのせられてくるのではないのでしょうか。県在住の勤労者の約三分の一の人たちが大
阪など他府県で働いていますし、大学生なども同じであります。去る二月七日、第四十一
回関西財界セミナーで、「関西からの挑戦」の骨子の柱に関西州の設立を掲げて、注目され
ています。府県合併や道州制など将来的な都道府県制度のあり方について、柿本知事の所
見をお伺いいたします。

三番目の質問は、おくれにおくれてきた幹線道路の整備の問題であります。

柿本知事が提唱されている「なら・半日交通圏道路網構想」の実現も、誠に結構なお題
目かもしれません。しかし、県民人口の九割が集中している大和平野部の交通渋滞がほと
んど解消されていない現実に、多くの県民の不満は爆発寸前であると認識しなければなり
ません。立派なパンフレットがつくられてきました。いわく、「京奈和自動車道は、京都、
奈良、和歌山を結ぶ延長百二十キロの高規格道路です」、続いていわくに、「奈良では、交
通量の増加に伴い、特に国道二四号など南北を結ぶ道路の渋滞が深刻化。日常生活や経済
活動にまで影響を及ぼし、環境悪化の原因にもなっています。こうした現状を改善し、奈
良全域の活性化を図るためには、南北の動脈となる京奈和自動車道を整備し、広域的な道
路ネットワークを形成する必要があります」と、ご託が並んでいるのであります。冗談は
休み休みに言ってもらいたいものであります。国道二四号線の渋滞が深刻化したのは、き
のうやきょうのことではありません。約四十年も前からバイパスが必要だとされ、県道路
行政の重点課題であり続けてきたものであります。さらにこれが解決は京奈和自動車道の
整備まで待たされるというのでしょうか。いかにお役所仕事とはいえ、もう看過できる段
階ではありません。次の質問に誠心誠意お答えいただきたいと思えます。

その一つ目は、一九七二年に事業化された一般国道二四号線、通称橿原バイパスの問題
であります。

大和郡山市伊豆七条町から橿原市新堂町に至る延長十三・八キロメートルの路線であり
ます。さまざまに曲折はあったものの、一九八三年には田原本町十六面と橿原市土橋間二・
九キロメートルの供用開始に至りました。車道と側道の上に植樹帯が配置された、美しい
道路として注目されたものであります。しかし、その後二十年が経過しています。橿原バ
イパスは田原本町十六面でストップしたままであり、一メートルだに延伸しておりません。
確かに、途中から京奈和自動車道の構想が浮かび上がり、その大和道路区間を橿原バイ
パスにのせるという都市計画決定が一九九六年になされたのは事実であります。けれども、
橿原バイパス計画が消えたわけではありません。事業着手から十一年目で計画の二一%が
でき上がり、その後二十年余りも手抜きされている道路計画など、県としての計画と言え
るのでしょうか。この無責任きわまりない手抜きの責任の所在を明らかにするとともに、橿
原バイパスの完全供用開始がいつになるのか、この場ではっきりしてもらいたいと思いま
す。

二つ目は、中和幹線の問題です。

この道路は、大和平野の中和地域、すなわち香芝市、広陵町、大和高田市、橿原市及び桜井市を結ぶ延長二十キロメートルの幹線道路であります。一九八〇年に都市計画決定を見てから既に二十年余が経過して、部分的な供用開始も十カ所を数えるまでになっています。が、しかし、全面供用の見通しが立っていません。県警の交通管制エリアが着々と広がり、交通渋滞の緩和に大いに貢献していると評価しているところではありますが、中和幹線の未完成のため、香芝市、広陵町と大和高田市の大部分がこの管制エリアに入っていないのであります。これが道路の進捗状況と、全面供用開始がいつごろになる見通しなのかも明らかにしてもらいたいと思います。

四番目の質問は、医療体制についてであります。

好事の提出議案説明でも触れられていますが、県は本年度に、奈良県保健医療計画の改定を予定されているようであります。その際、ぜひとも小児科と精神科に係る医療体制を抜本的に見直していただきたいのであります。

ご案内のように、昨年八月に日本精神神経学会が、精神分裂病という病名を、統合失調症に変更すると正式に決めました。一九五〇年以降、同病の原因解明が進み、新薬の開発や心理的、社会的ケアの進歩によって、初発患者のほぼ半数は完全かつ長期的な回復を期待できる状態になっているにもかかわらず、精神分裂病という病名には、かつての不治の病というイメージがつきまとい、差別と人権侵害の根拠にもなってきたからであります。

我が国の精神病患者の入院者数は約三十三万人で、欧米諸国と比較して、人口比率の割合が飛び抜けて多いことが指摘されて久しいところでもあります。最近になってようやく厚生労働省も、今後十年間で七万人の退院を目指す方針を決めました。おくれればせながら期待したいと思います。しかし、一九九五年に精神保健法が改正され、初めて精神障害者にノーマライゼーションに基づく福祉政策の扉が開かれても、今日、県内約二万四、五千人と推定されている対象者のうち精神障害者保健福祉手帳の取得者は、二〇〇一年度末で千六百八十八人しかおりません。ストレスがやたらと多い社会になりました。心を病む人がふえています。いじめや不登校、ひきこもり、摂食障害、アルコール依存症、ボーダーライン症等々、精神医療を必要とする人々が急増しているのに、医療機関と医師が決定的に不足しているのであります。

また、小児科も医療機関が不足していることは同じであります。多分、小児科にしても精神科にしても、いわゆる問診が大事であるのに、保険点数に正當にカウントされにくい制度的欠陥があって、開業医としての経営が難しいと言われてきました。だからこそ、公的病院での体制拡充を訴えたいのであります。本年度予算で、県が（仮称）精神医療総合センター整備事業に新しく予算づけされていることを大きく評価したいと思います。しかし、その中身はこれからのことだと聞かされています。とりあえず次の事柄に答えたいと思います。

その一つは、小児科と精神科の医療機関・施設を市町村別に示していただきたいと思えます。また、県立医科大学で年々養成している小児科医と精神科医の人数を明らかにしてください。

その二つ目は、小児科の救急医療体制の問題です。この問題については、我が会派の森川議員が昨年十二月議会でも質問いたしました。輪番制を整備された努力を評価したいのでありますけれども、子を持つ親の安心と納得を得られるものではありません。時にはあまりにも遠過ぎるからであります。少なくとも県立四病院では、小児科医を増員し、おのこの病院内で第二次救急を引き受ける体制を整備すべきではないでしょうか。

その三つ目は、精神医療、とりわけアルコール依存症や摂食障害に係る通院を受け入れる医療機関・施設の体制整備を急いでもらいたいと思えます。とりあえずは県立医大附属病院の精神科でしっかりと受け入れるべきではないでしょうか。

以上で質問を終わります。答弁いかんによっては自席からの質問をすることをお許し願ひまして、質問を終わりたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長（服部恵竜） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） 三十一番山下議員の質問にお答えいたします。

質問にお答えする前に、質問前にちょっとお触れいただいたこととありますが、出馬要請を何か要求しているようなことを申されましたが、これはもう当然、それぞれの団体の任意でやっていただくこととございまして、要求するようなことはいたしておりません。また、そういうことはないと思っております。私自身もそういうことはございませぬので、ご理解を賜りたいと思えます。

次に、質問の答弁に入らせていただきたいと思えます。まず第一点は、財政問題についてのお尋ねでございます。

大変厳しい財政状況になっていることは、質問の中でお触れいただいたとおりでございます。その中でまず第一点の質問は、県債残高が累増していくことに歯どめをかけ、いつ見通せるようになるかというご質問でございます。

平成三年度以降、数次にわたり大規模な景気・経済対策が決定され、また、国、地方が一体となって取り組むこととされた結果、本県もこれに応じて景気の下支えを行う、同時に、道路をはじめとして従来おこなっていた社会資本整備を推進すると、こういうことで公共事業を推進してきたことは事実でございます。そのような経過が長く続く中で、各地方公共団体とも同様でございますが、片や経済の動向や恒久的な減税の影響もございまして、地方債残高の累増など、財政状況は極めて厳しい段階になっていることは、私も認識しておりますし、今ご指摘いただいたとおりでございます。本県も財政状況で言いますと、相対的には各府県の中位にございますが、県債残高が平成十五年度末には九千二百億円台に乗せると見込まれるわけとございまして、その償還も累増するなど、厳しい財政状況にある、そのとおり認識しております。

また、かねてより県債の発行に当たりましては、総額の抑制に努めつつ、後年度に交付税算入の財政措置のある有利な地方債を極力活用するように努めてきたわけでございます。そのほか平成八年度からは、行財政改革大綱に基づく事務事業の見直し、重点的な施策の展開、あるいは定数削減の実施、必要最小限の基金の確保など、財政の健全化に向けての努力を常に続けてまいったと考えております。加えて、平成十四年三月には奈良県財政健全化指針を策定し、新年度予算で言いますと、この財政健全化指針を踏まえて、できるだけ通常の県債の発行を抑制し、先ほどお触れいただきましたが、国の地方財政対策も踏まえて、将来地方交付税措置を予定している地方財源の手当てのある臨時財政対策債とか減税補てん債などの特例的な県債を活用しておるわけでございます。この点につきましては、後年度で一〇〇%交付税に算入するというのは、これは法律上書いておりますので、法律改正されるまでは政府を、我々は国を信頼申し上げるしか方法がないわけございまして、恐らく膨大になるから大変だろうという前提で、どうなるかわからんというような趣旨のことをおっしゃったものと思いますが、そうならないように我々も精いっぱい努力していかなければならないと思っておりますが、今の制度上はそうっております。

以上は、主として本県の立場でできる財政健全化についてお答えしてきましたが、もともと税財源につきましては、奈良県が独自の判断で決定できる範囲は限られているわけでございます。いろんな分野の行政需要を考えましても、やはりこの財政健全化の問題は全国的なレベルで合理化に取り組まなければならない、結論に至らない部分が多いと考えております。例えば新年度予算では、これは全国的な話でございますが、国の一般会計で約三十六兆円の国債の発行が予定されておりますし、地方財政計画でも約十六兆円の公債を予定しているわけでございます。こういう状況は、国、地方を通じた行政支出の収支状況というレベルで見ますと、これは平成十五年については正確に計算がまだできないんですが、昨年度の当初予算レベルで見ましても、国債、地方債、あるいは交付税特会の借入金の合計が約四十六兆円になっています。これに対して、国、地方を通じた財政支出の純計額というものが百三十数兆円になりますが、これの大体三四%になっております。この三四%の公債、国債、借入金等が仮にないとするれば、これは穴があくわけございまして、私はこの状況をわかっていただくために、大変卑近な例のやり方として家計に例えまして、十四年度当初予算の国、地方の財政の収支状況は、二十万円の月収で三十万円の生活をしていると、こういう言い方をしております。本年度はさらに深刻であろうかと思っております。これは直ちにどうなるというわけではありませんが、認識を共通にするために、あえて申し上げておるわけでございます。

こうした状況を踏まえまして奈良県としては、安定的な地方税財源の拡充など、自主、自立的な財政基盤の充実強化を引き続き国に要請してまいります。同時に、今申し上げたようなことございまして、地方の立場ばかりでは解決になりませんので、全国的な視野で地方の六団体が丸となって、ご質問にもございましたような財政健全化の将来見通しを早急に具体的に提示されるよう求めていきたいと、さように考えております。

財政問題の第二点、国から地方への税源移譲がどうなったかと、こういうお尋ねでございます。

これにつきましても、先に一般的に話を申し上げますと、厳しい財政状況の中で、今のところ、ご質問にもございましたが、目立った進捗は見えていないというのは私も同感でございます。まず、国の検討状況といたしましては、平成十四年六月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二」というものが閣議決定されておりますが、この中で、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途に取りまとめると、こうされております。

その中で平成十五年度の政府予算案が編成されたわけでございますが、その中でとられた措置といたしましては、一つは税源配分に関しましては、自動車重量譲与税の譲与割合を、従来四分の一でございましたが、これが三分の一に引き上げられております。また、国庫補助負担金の合理化という点になりますと、国庫補助負担金のうち義務教育費国庫負担金等、約二千三百億円ほどですが、この一般財源化が決まりまして、その補てんとして、二分の一を地方特例交付金で、そして残りの二分の一を地方交付税で暫定措置を講じると、こういうふうにされました。次に、地方交付税の計算方法でございますが、都道府県分の留保財源率、これは税収のうち何割を、今は都道府県で言うと八割でございますが、これを基準財政収入額に算入しているんですが、これを、算入率からすると引下げでございますが、留保財源率からすると引上げ、要するに、八〇の逆、二〇%を二五%に引き下げて、基準財政収入に算入する額を七五%にすると、こういうことがなされております。

以上のようなことがなされているわけですが、地方分権を進める上では、やはり根本的な対策として、国から地方への税源の移譲を含む地方財源の拡充強化がぜひとも必要でございます。税財源の改革を進めるに当たりましては、地方の自立性を向上させ、同時に地方自治体の財政基盤を安定させる、この二点で進めていただかなければならないと考えております。県におきましてはこうした視点に立ちまして、これまでも、政府予算要望とか、あるいは全国知事会を通じて、国から地方への税源移譲とあわせ、交付税の総額の安定的確保を含む財源保障機能と財源調整機能の堅持について、国に働きかけてきたところでございます。今後とも、こういう国における検討状況を踏まえながら、いろんな手段を通じて国に対してさらに働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく財政問題で、県民参加型奈良県債についての、どちらかというご提案がございました。償還期限三年の県民参加型の県債を、水道等に利用してはどうかというお尋ねでございます。

水道事業債の借換えということでございます。先ほども事実をお述べいただきましたが、水道事業、大変長い期間の起債をしております。おおむね三十年でございます。そういうことで、その金利の変化で、金利の高い時代もございました。この点につきましては、過去に起債したもののうち公営企業金融公庫債につきましては、資本費が著しく高い水道事

業を対象にして、一定の条件のもとで借換債が認められてきました。本県もこの借換債の制度を利用してその借換えを行ってきたんですが、今までに、累積で約三十四億円余の利息軽減効果を持つような借換えをさせていただいております。そういうことでやっているんですが、また質問でもお触れいただきましたように、政府資金についてはこの借換えが制度上認められておりません。そして、これは雑談めいて恐縮ですが、無理に借換えをしに行くと、約束した金利を先に払えと、こういうことになるそうございまして、これはちょっとできませんので、やはり制度を変えてもらおうと、こういうことで、公債費負担の軽減という観点から、高利の公営企業金融公庫債の低利への借換えに積極的に取り組みながら、別途、政府資金についても借換え制度の創設を強く要望してきているところがございますが、現在のところ、まだこれは成功しておりません。

次に、この借換えに際して県民参加型の県債を利用してはどうかと、こういうご提案でございます。公庫の借換債をする場合はさらに有利な資金になっておりますので、それ以外ということになろうかと思いますが、これは、金利が下がるのは水道の公営企業の立場からも大変ありがたいことでございますが、かなりの規模の長期の資金をお借りしております。こういうことを考えますと、三年間の短期資金で泳ぐということが大変、資金の安定性ということからも、やはり十分慎重に考慮しなければならないことでございます。もう一方で、この県民参加型の県債、本県初めての発行でございます。どういう形でこれが受け入れられるかということは、やはりその経過を見る必要がございます。そのため、既にお答えいたしておりますように、短期の五年債程度でまず十億円ほど発行してみたいと、こういうことにしておるわけございまして、今後の発行につきましては、金利情勢とか販売状況とか、そういうものも見ながら検討していきたいと考えております。

次に、市町村合併についてのお尋ねでございます。

まず、市町村合併の合併協議における住民参加についてのお尋ねでございます。

もうご指摘いただいたように、市町村合併、これは地域の将来、あるいは住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄でありますので、その推進に当たっては、それぞれの市町村、あるいはその地域住民の自主的、主体的な判断が基本であると考えております。国や県は、その判断を尊重して、これを支援する役割を担うべきものと考えます。この点は従来から申し上げてきたとおりでございます。その中で、要するにこの市町村合併の手順でございますが、まず、関係市町村が任意の協議会とか法定の協議会を設置して、合併後の新しい市町村の将来像とか、行政サービス水準とか、あるいは合併の方式等について調整するなど、さまざまな項目について協議していただかなければなりません。協議会での協議が調った後、改めて各関係市町村の議会において合併の是非について議決を得ると、こういう手順を踏むこととなります。

こうした協議会での協議過程に参加されるメンバーといいますか委員には、議会議員一議会議員も住民の代表でございますが、が選ばれるほか、この特例法上は学識経験を有する者を委員として加えることができるという決まりになっております。実際にも、地域

の経済団体の代表とか自治会等の住民代表とかが一定数加わっている状況でございます。そういう状況でございます。したがって、これは規約の決め方ということになるわけでございます。その上で具体的にどのように協議を進めていくのかは、それぞれの協議会においてお決めになることとございまして、各地域において、それぞれ実情に即した形で住民の意見を協議に反映させていくという方法をとっていただきたいと考えております。また、住民投票による住民意思の反映、この点につきましても同じでございまして、選挙で選ばれた長とか議会の権限との関係でどう考えるかというような各種の議論はございますが、その実施について、その地域の自主的、主体的な論議の結果でお決めいただくべきことであると考えてございまして、それを尊重いたしたいと思っている次第でございます。

次に、市町村合併の二点目の、コミュニティの育成ということでございます。

合併後の市町村において、住民自治の観点からコミュニティの育成を図ることは、これは大変大切なことだと思います。そこでまず、お尋ねにありましたように、合併後の市町村に旧市町村単位の地域審議会を置いて、合併後の市町村の長に必要な意見を述べることができるという仕組みでございますが、これは特例法にそういうことができるという規定が特に置かれております。こういう仕組みの活用を検討していただくことが私は望ましいと考えております。特に合併後は自治体が大きくなります。地域住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと懸念を克服していく観点からも、期待される場所であると考えております。さらに、この地域審議会以外に、地域コミュニティの育成とか、住民自治のための組織を新たに設けるかどうかにつきましては、これは合併協議の段階においてそれぞれよくご論議いただくことになる点であろうと思います。従来からのいわゆる自治会活動を重視するほか、ご提案がありましたような小学校区ごとの住民自治協議会の設置という手法も私はあり得ると考えております。それぞれの判断でおやりいただくべきことで、今後各地域から具体的な議論が出てきた段階で、条例で対応するのか、どうふうにするのか、こういうことはご相談に応じてまいりたいと考えております。

次に、合併特例債の過度の発行を抑制するという事で、本庁は小さく、支所は大きくという具体的なご提言がございました。

この合併後の市町村の財政運営につきましては、これは大変大切でございまして、国においてもさまざま支援策が設けられているところでございます。市町村合併は、従来の市町村の枠を超えた広域的なまちづくりを目指すこととございますので、合併前に市町村建設計画を合併協議会において作成することとなっております。この建設計画の実行を担保するための支援策の一つとして、計画に基づく事業で、合併市町村の一体性を進めていく等のため必要なものについては、いわゆる合併特例債を発行して、その財源にすることができるとされているところでございます。しかし、この合併特例債の発行は、限度がないということではございません。当然、市町村の数とか、合併後の姿とか、そういうものを指標として発行額の上限が定められておりますし、合併後も当然、普通の市町村でございまして、起債制限等の制約はかかるわけとございまして、これは十分に考慮してやって

いただく必要は当然あると思います。そういう意味で、合併協議会が作成される新市町村建設計画におきまして、特例法にもございます、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進すると、こういう効果的という趣旨を十分考慮いただきまして、むだな支出に走られるとは思っておりませんが、警句的に申し上げますと、そういうことは避けるべきことであると、当然そうあるべきだと思っております。県といたしましては、新市町村建設計画の策定に当たり、この点に十分留意して具体の事業を取捨選択していただきたいと考えておりまして、今後、関係市町村から相談がある場合には、これらの点を踏まえて知恵を出し合って、効果的な事業展開をしていただくように促してまいりたいと思っております。

次に、いわゆる西尾私案についてのお尋ねでございます。

基礎的な自治体のあり方につきましては、現在、国の二十七次地方制度調査会で議論が進められているところでありまして、この調査会の副会長である西尾氏が昨年十一月一日に、議論のたたき台として、「今後の基礎的な自治体のあり方について」と題して私案を示されたところでございます。この西尾私案では、合併特例法の期限後もさらなる合併の推進を図るということと、その一定期間経過後は、合併に至らなかった一定規模未満の団体について、基礎的な自治体の再編を図るやり方ないし考え方を示されたと思っております。これに対しましては、他方、全国町村会におきまして、二月に「町村の訴え」と題する自治体再編に対する考え方も発表されておりまして、これもまた私は真剣な論旨であると感じている次第でございます。西尾氏は私もよく知っている方でございまして、地方分権一括法の段階で大変尽力いただいた人でございます。恐らく、私案も一つの議論のたたき台として提供されたのではないかと推測しているところでございますが、何といたしましても、やはり十分議論していただきたいと思う次第でございまして、地方制度調査会でも、これについての結論、中間報告をことしの三月に発表する予定としておったようですが、どうも四月以降にずれ込むような見通しと聞いております。いずれにしても、最終答申に至りますまでに十分幅広い議論がされるだろうし、そうしてもらいたいと思っております。私どもとしても、市町村の意向を十分に拝聴し、それらの議論の動向を十分注視してまいりたいと思っております。

次に、市町村合併に関連して、府県合併、道州制等の将来的な都道府県のあり方についてのお尋ねでございます。市町村合併の大変大きな問題でございまして、お答えいたします。

市町村合併の進展に伴い、ご質問にもございましたように、府県合併あるいは道州制が検討課題として浮かび上がってくるということは、ご指摘のとおりと考えております。事実、さまざまな論議や提案がなされておりまして、同時に、公式に国の地方制度調査会においても都道府県のあり方が検討されておりまして、私は、その検討に当たりましては、まず、市町村合併の動向を見定める必要があると考えております。と同時に、都道府県が現実に果たしている機能の大きさというものの、大きさだけではございませんが、機能の認識を抜きにして、府県合併や道州制の単なる器だけの議論に走ってはならないと考えてい

る次第でございます。また、この際でございますので、諸外国の地方制度とその特徴を改めてよく見聞きしてみることも大切だと思っております。

とりわけ、将来の市町村の姿、事務処理能力等を見定めた上で、ご質問にもございました広域的な事務とその処理体制のあり方、あるいは住民意思の反映、さらには権限と責任が一致するような税財源の移譲、それでも必要な地域間の財政調整の仕組み、国の出先機関のあり方と役割分担の明確化など、いろいろそのほかにもございますが、こうした点についての具体的な事項についての青写真とか、あるいはイメージというものができ上がるのが、まずこうした大切な論議の出発点ではなからうかと思う次第でございます。さらに、大きな道州制の論議もありますが、その場合に、私といたしましては、現在の東京一極集中が大きく是正または改善されるような仕掛けを組み込む政策論がぜひとも必要であると私は考えております。いずれにしても、現状を変えることの地域的な必要性やメリットについての十分な論議と、これは明治以来の地方制度の根幹に触れる課題でございますので、国民の各界各層の幅広い論議が必要であり、そのような中で現実的な合意形成が得られる進め方をお願いしていきたいと考えております。

次に、橿原バイパスについてのお尋ねでございます。

橿原バイパスは、現国道二四号の渋滞緩和を図るため、昭和四十七年に事業化されまして、今日に至るまでの橿原バイパスは、昭和五十八年に田原本町十六面から橿原市土橋間二・九キロ、昭和五十九年には、橿原市土橋町から曾我町の二・二キロと十六面地内の〇・六キロメートルが、それぞれ暫定二車線として供用開始されまして、さらに平成元年には、この橿原市土橋町から曾我間の一・八八キロが四車線で供用開始と、こういう経過を踏んでいることはご承知のとおりでございます。

一方、昭和六十二年に、道路審議会の答申に基づきまして、全国に一万四千キロメートルの高規格幹線道路網計画が決定されまして、京奈和自動車道がこの高規格幹線道路に指定されたわけでございます。このため、この京奈和自動車道大和区間は、大和郡山市伊豆七条町から橿原市新堂町までの区間でございますが、自動車専用道の高架部分と側道部分から成るものとして計画されることになり、側道分が片側二車線ずつの道路でございまして、これは二階部分を入れますと合計八車線になるわけでございますが、この側道部分が実は橿原バイパスの機能を確保した構造となっております。そういう趣旨で、この京奈和自動車道の計画の中に従来からの事業目的を継続していると考えている次第でございます。そして、この事業名も平成四年には、橿原バイパスから京奈和自動車道一般国道二四号大和御所道路と、こういうふうに変更されております。

また、事業費の面で言いますと、高規格幹線道路の指定ということは、これは国土形成に重要な道路だと、こう位置づけられることを意味することは当然のことですが、これを契機に、当道路の年間の事業費は従来からの事業費より大幅に増額されてきております。あちこちに橋げたが見られるように、整備促進が図られているところでございます。京奈和自動車道の大和区間の用地買収状況を見ますと、ことし一月末で約八〇%が買収済みでござ

います。残る箇所につきましても鋭意努力いたしておりますが、ぜひとも地元としてもご協力賜れば、大変ありがたいと思う次第でございます。

それから、この京奈和自動車道の整備は、現国道二四号をはじめ周辺道路の渋滞緩和に大変効果があると期待されているものでございまして、現在のところは平成十七年度末にこの大和道路の一部を暫定供用することを目標に、国、県ともに全力で今取り組んでいるところでございます。今後とも、そういうことでこの早期完成のため、関係方面に積極的に要望してまいりたいと考えております。

もう一点は、中和幹線の状況についてのお尋ねでございます。

中和幹線は、本県の中和地域の東西を結ぶ全体延長が二十二・一キロの地域高規格道路でございまして、県としても、関係市町と緊密な連携のもとに整備を進めているところでございます。現在は、その二十二キロのうち約半分の九・七キロの整備が完了して、供用しているところでございます。現在、県施行の区間といたしましては、これはご承知のように、県あるいは地元の市と区間を分けて施行しておりますが、この県施行の区間としては、桜井市域の桜井東工区、橿原市域の中曽司工区、大和高田市域の松塚工区、香芝市域の下田工区が事業中でございまして、用地買収率は平均すると約九割となっております。これらの県施行区間以外にも市施行区間が五カ所ございまして、このうち今年中には、桜井市施行の東新堂工区と香芝市施行の高山台工区が、暫定供用も含めて開通する見込みと聞いております。これにより、全延長のうち十三・五キロ、約六割ということになりますが、これが供用されることとなります。また、今後も、半日交通圏道路網構想を実現するために、中和幹線につきましては、一部二車線の供用も含めて、平成二十二年、二〇一〇年までの概成を目指しつつ、当面は後期実施計画の着実な実現を図るため、平成十七年度末供用済み延長約七割に持っていきたい、こういうことを目標に、関係市とともに整備促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな四点目は、医療体制についてのお尋ねでございます。

第一点は、県内の小児科、精神科の医療機関、あるいは県立医大における小児科医、精神科医の育成状況というお尋ねでございます。まずそれについてお答えいたします。

小児科と精神科の市町村別医療機関数につきましては、平成十五年二月現在で、県内で千百三十八カ所の医療機関のうち小児科を標榜している医療機関は、三十八市町村、三百九十九の医療機関、精神科を標榜している医療機関につきましては、十九市町村で六十九の医療機関となっております。

また、県立医科大学での養成でございますが、この五年間で養成している小児科医は二十七名、精神科医は三十五名でございます。

また、この質問でお触れいただきました、策定中の保健医療計画でございますが、現在、県民の生きがいと誇りの持てる長寿社会の実現に向けて今後の保健医療の方向性を示すと、こういうことで見直しを行っているところでございます。その中で、お触れいただきました小児救急医療については、救急医療体制の整備の中で新たに一項目を起こして、現状の

分析とともに施策の方向や目標を掲げたいと考えております。また、精神医療対策につきましては、より専門的な医療対策として、アルコール依存症をはじめとする薬物依存症への対策、あるいは緊急・救急時の受療体制についてもここで計画を掲げていきたいと、こういうふうに今考えているところでございます。

次に、病院を含め、小児科医を増員して二次救急医療体制を整備してはというお考えでございます。

小児科救急医療体制については、主に外来で対応できる一次救急医療、これは市町村レベルの休日夜間応急診療所に対応することとしております。また、入院を必要とする二次救急医療は、北和地域と中南和地域の二地域におきまして、公的病院を中心とした十六病院の参加協力により、各地域一病院の輪番制で対応しております。さらに、その後方支援としての三次救急医療につきましては医大の附属病院で対応する、こういう形になっております。

この中で、一次救急体制の応急診療所におきましては診療していない時間帯とか、小児科医が確保できていない場合もございまして、二次救急を担当する当直病院にこの一次救急患者が集中しているという現状もございます。また、二次救急体制におきましては、輪番体制への参加病院の数に限りがありまして、今までのところ、県内を二地域に分けて対応せざるを得ない状況にございます。それから、県立三病院、医大以外の三病院がございしますが、この日常の小児科診療を行いながら、輪番病院の中核として年間約五千人余りの小児救急患者を受け入れている現状にございます。また、医大附属病院につきましては、二次救急の後方支援として、年間約千五百人余りの救急患者を受け入れております。

次に、小児科医の不足とか、小児科を標榜する医療機関が全国的に減少する状況にございます。この限られた医療資源を効率的に活用し、県民の需要に合った総合的な小児救急医療体制の検討を進める必要がございまして、このため、新年度におきましては、県の医療審議会の救急医療部会に小児救急医療対策に係るワーキンググループを設置いたしまして、この小児救急医療体制の整備充実に向けて検討いたしたいと考えております。

次に、アルコール依存症とか摂食障害に係る施設の整備、あるいは医大附属病院での対応と、こういうことについてのお尋ねでございます。

外来治療によりまして、アルコール依存症を専門的に扱う施設は県内で二カ所ということでございます。摂食障害につきましても、県立医科大学附属病院を含めて数カ所だけの医療機関で、児童・思春期外来として診察しているのが現状でございます。アルコール依存症の治療には、専門的な医師、看護師、ソーシャルワーカー等のスタッフと施設を必要といたしますが、県立医大附属病院においてはそのような体制に現在なっておりません。しかし、現在は、患者等の要望、あるいは他科等からの紹介等に応じまして、緊急対応が求められる急性期の患者に対しましては、精神科外来で診察を行っております。こうした実情を踏まえ、県といたしましても、県民の要請にこたえる体制を必要と考えておりまし

て、県内の精神科医療施設と役割分担について協議し、精神科医療の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部恵竜） 三十一番山下力議員。

◆三十一番（山下力） 今、知事から懇切丁寧な回答をいただいたわけでありますけれども、財政の問題についてはやはり、もちろん、奈良県、一つの県、あるいは自治体だけではどうしようもない、そういう問題も含めましてね、やはり知事会総体として国にどういう要求をなさり、国がどういう回答中なのかという報告をですね、やはり何らかの形で適宜行う必要があるのではないかと。早急な景気回復を見込めない、国の財源自身がどうなるのか全く不明のままです、県、市町村の借金だけが膨らんでいく体質が、いつ、どのような形でピリオドを打てるのか、あるいはもっと言えば見通しが立つようになるのかですね。これはやはり、これから何年間か試行錯誤を続けていかなきゃならんというふうには思いますけれども、しかし、少なくとも今やっている財政のやりくり、これなんかで、知事が就任以来景気はずうっと悪いわけございまして、財政事情が厳しい中でのやりくりというのは大変だったろうと思うし、その手腕については評価するわけでありますけれども、もっとマクロに見てどうなっていくんだろうという展望については、わからないんだというだけでは県民の不安は解消しませんし、今どういうことで検討されているのか、どこでどういう検討がなされているのかということ、やはり機会をとらえて説明なさる必要があるのではないかと考えています。

それから、二〇〇〇年四月から発足いたしております地方分権一括法は、事務レベルの仕事をかなりの部分、地方自治体に移譲をいたしましたけれども、それによって地方自治体の財政がプラスになるのではなく、やはりしんどい問題を引きずってきたというのが、私たちが、各市町村を含めて聞く苦情であります。もちろん人材の育成もしななきゃならんし、それに追いつかない部分もあるわけですから、大変な状況になっていると思います。

例えば外形標準課税の問題で、平成十六年度から試行に入ると、こういうことございませけれども、例えばそれを取り入れるとして、奈良県でどれぐらいの試算になるのか。多分もうおおよその数字が浮かび上がっているのではないかとと思うわけでありませけれども、わかっただけでお教えいただきたいというふうには思います。

水道事業の問題で、政府債というのは、多分郵政とか郵便貯金とかいうような形の資金を運用しているんだというふうには思うんですけども、小泉首相は郵政の民営化なんか言ってるわけですね。公庫で借り換えができて、政府系のところで借り換えできない、これまたひどい話だなと。我々その経緯についてあまりつまびらかでない者から見れば、不思議に思います。国と県の間じゃないかと。なのに、公庫で借換の融通がきいて、政府系はなぜ借換えができないんだと。これについて多分、知事、よくご存じだと思うので、わかりやすい言葉で一遍解説してくれますか。

次に、市町村合併の問題ですけれども、確かに、知事が答えられましたように、自主的、主体的な判断、これは文字どおりそうですけれども、これが今の流れから言うと、市町村長及び当該の議会の自主的、主体的な判断だと。そのとおりなんです、動きとしては。が、しかし、やはり自治の主人公は住民でございますから、市民、町民でございますから、その主人公である一人ひとりの県民が自主的、主体的に判断できる機会をどう広げていくのが、今後の地域コミュニティーを形成する上でのかぎだと思っています。これはやはり情報を一人ひとりの市民におろせばおろすほど、まとまりが難しいんです。しかし、ここで手を抜いて、まとまりだけ早めても、住民自治、コミュニティーは育たないというふうに思うんですね。県の立場としては、市町村がやられることやというのはわかってるんですよ。しかし、県は、いわゆる指導要綱までつくって積極的に情報を提供なさっている。これはもう多ししながらも、その情報の提供のときに、住民、市民が主人公でありますよと、そういう動きが全国各地でこういう形で出ていますよという情報提供をやはり積極的にやってもらいたいというのが、私の言うところの県の役割だというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

特に、特例債の問題で言いましたけれども、やはり合併の論議をするときに、県民サイドから言うと不安なのは、役場へ行くのが遠くなるのと違うかと、あんな立派な役場建てたのに、もう要らんのかと、またやり直すかというふうなことで、むしろ今までそれとなく親しんできたコミュニティーが解体されるのではないかという不安が強いわけですね。ですから、例えば、私などが住民と接触しているときに、いわゆる小さな本庁、大きな支庁、今までの市町村役場はそのままいいじゃないですかと。新しくつくるのは、議会と、新しく市の三役に選ばれた方々、場合によっては局長クラスがおればいいじゃないですかと。それぐらいの本庁をつくって、具体的な行政事務は今の役場でやられたらいいじゃないですか、そういうことも考えられるんじゃないですかなどと言うと、やはり住民は安心しますね。あ、そういうことも可能なかというふうなことで安心なさるわけがあります。

それから、審議会の問題でも、審議会は合併してから三年か五年たったらもう効力がなくなるものではなしに、きょうの片山総務大臣が、私案か、あるいは検討中の方針か知りませんが、新聞報道されたような住民の自治協議会、それに法的な根拠を持たせる、議会みたいな公選制にするか、推薦制にするかは別にする、その協議会委員は議員報酬みたいなものをもらわない、全く住民の自治組織とする、それに法的根拠を与えていくなどということは、非常にかなり積極的な検討視点だと思うんですね。そういう問題をやっぱり、そういう情報を市町村合併を検討なさっているところに積極的に入れていってほしい、これが本旨でございますので、まあわかっていたいただいていると思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、樫原バイパスの問題について、私は本当に怒ってるんです。私、県会議員をさせていただいてから二十年目でございます。ちょうど県会議員に当選させていただいたときに、あれは十六面まで来たんです。私が県会議員になってから一メートルも延びてな

いですね。おまえ、何のために行っとるんや（笑声）というのが率直な住民の人々の我々に対する痛切な批判なんですね。現にこれ、今県が、新総合計画後期実施計画の進行管理結果というのをまとめて出されています。非常にこういう手法というのが待たれておったわけで、非常にいいと思うんですけども、この中でもやはり、例えば奈良市から橋本市にかけての所要時間の短縮については目標はどれぐらい実践されたか。〇%と書いてある。やっぱりつらいですな、県もこういう結果を発表するのは。

確かに道路の計画はあると。これまでのやり方はそうなんですね。計画はつくりましたよと、あとは予算とれ次第前へ進みますがなと、こんなやり方なんですね。やはり少なくとも、その用地計画に協力する人たちも含めて、一応目標はどれぐらいのところに置いてるんですよと、それで、これが通ればどれぐらい地域の住民に利益をもたらすんだということを説明しないと、あまりにも不親切ではないかと。これ、あと十年たったら供用開始できますと言われても、ああ、この橿原バイパスは五十年計画だったんだなと。私は、県議に当選させてもらってしばらくしてから上田知事に質問いたしました。この橿原バイパスは二十世紀の課題でございますか、二十一世紀の課題でございますかと言うたら、上田知事は、その当時は、もちろん二十世紀の課題ですよと胸張って答えられたんですけども、まだ、二十一世紀のかなり奥深く入っていかないと供用開始されないのかなというような寂しさがございます。よろしく計画どおり、きょうお答えいただきました手順で進めてもらいたいと思います。

それから、小児科の問題につきましても、精神科の問題につきましても、やっぱりこれは国の、奈良県だけではどうしようもないという制度上の欠陥はございますけれども、しかし、奈良県でできることが多々ある。大体、医大の県立附属病院の精神科でアルコール依存症の外来患者をとれないというような体制はおかしいと思うんですね。ですから、ぜひとも対応を急いでもらいたいと思います。

県がやっとアルコール依存症に積極的に取り組み始めていただいたと、これは評価しております。県の補助金九万両をもらいまして、県断酒会が、県の要請で第一回アルコール問題市民セミナーを開催されます。その宣伝パンフレットを私のところへも送っていただいたんですが、こう書いてあります。アルコール依存症、あなたが酒をやめられないのは、決して意思が弱いわけでも、性格欠陥者でもなく、それはただ、アルコール依存症の実態が正式な病だと知らないからだ。これは、アルコール依存症というのは病気なんだ、しかも治る病気なんだ、治る薬はないけれども、断酒会に入って酒を絶えば治るんだと、この簡単な公式が、どうも行政当局にも理解されてない。県民一般にも理解されてない。そして、アルコール依存症の人たちは、好きな酒を好きなときに好きなだけ食らいさらして、体がぐあい悪うなったら、何だ、行政におんぶにだっこかと、やっぱりこんな批判があるわけですね。家族は苦しんでいます。本人が一番苦しんでいます。アルコールが常に血液の中にあらねば安心して日暮らしできない状態が、アルコール依存症という病なんですね。この病については、やはり治るんだ、治せるんだという立場から、ぜひ医療機関も積極的

に対応すべきで、まず公的な医療機関が手を差し伸べるべきだというふうに思うんです。先ほど県立医大附属病院の体制も聞きましたから、安心いたしました。この点については積極的な対応を求めておきたいと思います。

以上、二、三点だと思うんですけども、答えられる範囲で教えてください。

○議長（服部恵竜） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） 再質問にお答えいたします。

これはご質問でなかったかもしれませんが、財政問題、大変今後の重要な問題でございますので、説明するという点については、大切なご意見としていただいております。

まず、外形標準課税でございますが、実はまだ法案を審議中でございますが、企業の指標のとり方とか、そういう詳細が決まっておきませんので、試算できませんし、もう一つは、従来の所得課税部分の減る方がございますので、これはちょっと、しっかりできたところにまたお答えさせていただきたいということで、当然我々も関心がありますから、わかり次第、正確なものを把握したいと思っております。

次に、公営企業金融公庫資金で借換えができて、政府資金でなぜできないと、こういうことなんですが、実は、公営企業金融公庫債の借換え債、利下げしているのは、あれは地方公共団体のいろんなギャンブルの資金ですね、公営競技の資金をかなり納付しております。そういうものを利差を埋める材料の財源に使っているわけです。そういう中で地方公共団体の状況を見ながら、昔の高いものを低いものにかえても、というのは、普通の金融機関で考えますと、高いときは、高い金利で預金してもらって高く貸しているわけですから、簡単に、低くなったから低くできればということではできません。特に政府資金も、公営企業金融公庫債も、長期の固定金利でやっております。変動金利とか短期の金利でやると、その展開が早いわけですが、固定の長期資金でやっておりますので、かなり、借り換えた場合は、その減る利差分を何の財源で埋めるということを決めてかからなきゃなりません。公営企業金融公庫債の場合は、各地方団体で行っている公営企業の益金を一部納付する制度がございまして、これで利差を埋めているというふうにご理解いただければいいと思います。その点、政府資金には一般会計から利差を入れるというわけにはいきませんので、我々も要望しているんですけど、なかなかしてもらえないで、先ほど申し上げたように、繰上償還するならば、将来の分も利子を払うような――私もこのご質問があるので聞いたんですが、将来に向かっての利率まで払わないと繰上償還できない約束になっておるようでございまして、これはちょっとできないかと、こういうことでございます。

それから、市町村合併につきまして、正確な情報を提供するという事は、私も、おっしゃるとおりでございます。ただ、財政の問題、あるいは住民参加の問題、これは、こうしなさいという形で申し上げるのはちょっと行き過ぎだと思いますので、いろんな各地の事例集とか、そういうものをつくりまして、聞かれればお答えするという用意はいたしたいと思っております。しかし、我々がそれ以上に踏み込むと、こうせい、ということかとなって

も、またこれ、度を過ごすことになったらいけませんので、そういういろんなおっしゃったような事例集とか、参考になるとか、こういうことを各合併市町村でやっておいでですよということを、集まる限りでは情報を集めて提供するように努力したいと思います。そういう形で、確かに、特に、合併すると役場を建てるというようなのが昔のパターンでございましたが、やはり今、質問にございましたが、小さな本庁、大きな出先というのも、これは一つの考え方であろうし、もう一つ、余分なことですが、地域審議会を置いたり、校区ごとの協議会があってもいいというのは、やっぱり、この合併が抱える、いろんな問題を抱えておりますので、それぞれに具体的にこたえていく道として、いろんな工夫をする方が本来ではないかと私は思っております。そういう意味で、結論的に言うと、聞かれれば必要な情報は提供するように努力いたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部恵竜） 三十一番山下力議員。

◆三十一番（山下力） 終わります。

○議長（服部恵竜） これをもって当局に対する代表質問を終わります。

しばらく休憩します。

△午後二時二十八分休憩

△午後二時五十分再開

○副議長（山本保幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、九番今井光子議員に発言を許します。一一九番今井光子議員。（拍手）

◆九番（今井光子） 私は、日本共産党を代表して一般質問をいたします。

年に一度、三十分しか保証されない質問時間です。日本共産党に寄せられております多くの要望の中から差し迫った課題を中心に質問いたしますので、知事並びに関係部長の積極的なご答弁を期待いたします。

まず、イラク問題について質問します。

奈良県が生んだ作家「住井すゑ 百歳の人間宣言」という映画が、生誕地田原本町で上映されました。人間の母親は、人間以上の子どもも産まない、人間以下の子どもも産まない、人間の命は平等、自然のなすことは恐ろしい、しかし、人間がなすことは悪いこと、戦争は人間がなすこと、それは人間の力でやめさせることができる、住井すゑさんのメッセージは、会場を埋め尽くした多くの人々に深い感動を与えてくれました。

二月十四日から十六日にかけて、イラク攻撃ノーの一千万人のデモが、七十八カ国、六百を超える都市で行われ、史上空前の戦争反対の波が地球を包囲しました。アメリカ・ブッシュ政権によるイラクの空爆がどうなるか、世界じゅうが注目し、国内の世論調査でも八割が反対です。ところが、十六日、公明党の冬柴幹事長は、「戦争反対は利敵行為」とテレビ番組で公言。十七日に小泉総理は、「誤ったメッセージを送らないように」と発言。

イギリスのストロー外相ですら「世論を考慮しなければ」と反省したことに比べても、極めて異常です。「国際文化観光・平和県」を標榜する奈良県知事として、戦争反対の立場を表明すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、政治資金問題について質問します。

ムネオハウスが流行語大賞になるなど、お金で汚れた政治に国民の怒りが広がっています。政治家が公共事業に関与して癒着し、税金の還流で甘い汁を吸うことは絶対に許されないことです。県下でも昨年一年間だけで、大和高田市、河合町、王寺町などの議会で政治倫理条例が制定されました。県内の自治体では、既に二十三自治体で条例、要綱など策定しています。日本共産党は政治倫理条例を提案しました。議員、知事、三役を含む役職者について、自治体が発注する請負業者からの献金は受け取らない、二親等までの親族企業は公共事業に参加しないなどを柱としています。引き続き実現に努力をしていく決意です。

ことしに入って、政治資金問題に厳しい判断が下されました。一つは長崎の違法献金問題、もう一つが、福井地裁の赤字企業からの献金問題です。昨年二月の長崎県知事選挙にかかわって、県発注の公共工事を受注していた多数の建設会社が知事陣営や自民党県連に献金を渡していた事件で、大手、中堅ゼネコンが相次いで強制捜査を受け、一月には自民党の前幹事長が逮捕されました。今回の事件は、名目が政治資金であっても、実態は選挙資金と変わりなく、公職選挙法で規制している特定寄附が捜査対象になりました。こうした資金集めは長崎県に限ったことではありません。奈良県では、岩井川ダムの道路付け替え工事に際して、入札参加二十五社のうち二十社が知事に献金した業者であり、落札した四社のJVは、いずれも献金している業者でした。また、二月十二日の福井地裁の判決は、経営再生中の準大手ゼネコン熊谷組が自民党の政治資金団体に出していた二千六百八十万円の政治献金を、元社長の損害賠償対象と判断しました。欠損を出しているときの政治献金は会社に損害を与えると、その分を元社長は会社に支払うようにと命じた判決は、史上初で画期的でした。さらに判決では、企業献金について、国民の有する選挙権ないし参政権を実質的に侵害するおそれがある、政界と産業界との不正常な癒着を招く温床ともなりかねないという判断をしています。法律では、三年連続で赤字の場合は、その企業の政治献金は禁止をされています。

また、国会では、共産党の佐々木憲昭議員が、無配当の上場建設会社による自民党への献金リストを示して質問しました。リストの中に、九六年から二〇〇〇年まで無配当だった森組、二〇〇〇年から二〇〇一年に無配当だった森本組が入っています。二〇〇〇年二月二十三日に報告されております知事の「豊かで「遊」のある奈良県をつくる会」の報告では、この二つの企業からそれぞれ五十万円の献金報告が記載されています。また、一九九九年度、平成十一年度分の届出によれば、自由民主党奈良県支部連合会に対しても、森本組から六十万円、森組から五十万円と記載されています。小泉総理は国会の答弁で、無配当の会社からは献金を求めないという態勢にしなければならないと回答しています。これ

まで知事は、企業からの献金については政治資金規正法に基づいて処理をしているとの認識を示していました。知事も改めるべきと思いますが、知事はこのことをどのように受けとめておられるのか、お聞かせください。

次に、新年度予算について質問します。

一般会計五千二百八十九億円、特別会計、企業会計を含め六千六百二十九億円の新年度予算が発表されました。歳入面では、県税収入が、個人県民税をはじめほとんどの税目について二年連続で前年度予算を下回り、前年度比マイナス五・三%の五十四億円の減少で、九百六十七億円としています。一方、県債は、九百八十七億円と債務が税収を上回りました。小泉内閣の看板であった財政健全化は失敗し、税収は減る一方、国も長期債務がふえ続け、二〇〇三年度予算では、税収、国債発行とともに戦後最悪の予算です。国と地方の長期債務は六百八十九兆円で、国内総生産の一・五倍です。この結果、地方交付税は大幅に減少して、これを補うために地方での臨時財政特例債を拡大したために、県債を大幅にふやすことになりました。県は、新行政改革大綱の平成十四年から三年間の実施計画に基づき財政健全化指針をつくり、この方針により中長期の安定的な財政運営を確保すると言いながら、公債費は年々増加し、今年度は九百二十二億円、一日当たり二億五千二百万円の返済です。とても健全化とは言えません。知事の所信表明でも、厳しい財政状況のもと、すべての事務事業について費用対効果の検討など見直しを徹底し、経費全般にわたる節減合理化施策、事業の優先順位を選択と重点化に努めたとありますが、経費のマイナスシーリングや職員定数削減、人件費カット、民間委託をふやすことが中心で、コスト、効率性は無視した大型公共事業の見直しは行われていません。

一九九〇年、知事が就任した当時に比べ、借金は三倍近くに膨れ上がり、一兆円を超える見込みです。痛みを耐えよという小泉政権のもと、庶民への負担が増す中で、県民の暮らしが危機に瀕しているときに、たとえ財政が困難な中でも、予算の使い方を工夫して、本来の自治体の仕事である、暮らしの安定、安心できる福祉を確立するために全力を挙げることこそ求められています。今こそ、歴史的遺産も環境も破壊する岩井川ダム建設、京奈和自動車道大和北ルート計画を見直して、リニア新幹線の推進や関空への出資、関西学研高山第二工区開発計画などは中止すべきです。公共事業は、高規格道路に偏った予算を改め、歩道整備、渋滞対策、維持管理、公営住宅建設、不足する特別養護老人ホームや障害者のためのサービス提供施設など、住民生活密着型に切りかえるべきです。そうすれば、地元の中小業者の仕事をふやすことも、雇用効果を生み出すこともできます。また、切実な県民の願い、暮らし、福祉を守る財源を生み出すことができます。また、政府が財政危機を理由に地方への財源を削減しようとしています。地方交付税の削減、改悪に強く反対し、地方交付税を公共事業誘導の手段にしてきた仕組みを改めさせるため、政府へ強く要望すべきです。むだを削れば、県民の世論です。また、長野県をはじめ全国の流れになっています。不要不急の大型公共事業を削り、県民の暮らし、福祉応援に予算の使い方を切りかえるべきと思いますが、いかがでしょうか。

市町村合併について質問します。

平成の大合併は、まるでお上による合併押しつけです。本来は、自治体の合併はあくまでも当該市町村が自主的に住民合意のもとで判断して行うものです。ところが、政府が進めているのは、二年以内と期限を切って、合併すれば地方交付税の特例を認めるなど、あめをちらつかせ、合併しない小規模自治体にはペナルティーを科してむちを振るうというものです。国のねらいは、大型開発を効果的に進める体制をつくること、自治体のリストラで、住民サービスを合併を機会に切り下げるところにあります。

二月二十二日、二十三日、長野県栄村では、合併に反対する道を探る史上初めての首長の集まり「小さくても輝く自治体フォーラム」が開催されました。主催者の予想を超える参加がありました。また、二十五日には、全国町村会と全国町村議長会が日本武道館に六千人、全国の町村の九割が集まり、国策に異議ありと、合同で国の政策に正面から物申す歴史初の取り組みが行われました。県内からも多数の自治体関係者が参加しました。安原全国町村議長会会長は、「財政構造改革の名のもとに町村の自治を破壊して、一体どうして国の再生ができるのか」と、厳しく抗議しました。

奈良県では、知事を本部長とする奈良県市町村合併支援本部を設置、市町村の自主性尊重と言いながら、政府の進める合併強要策に従い誘導、強制的な対策を進め、職員を出向させるなど力を入れています。さらに、今年度予算では、奈良県市町村合併支援交付金を創設し、さらなる誘導を図ろうとしています。県は、国が進めている地方交付税を減らして小さい自治体を困難にさせ、合併に追い込もうとする、このような国のやり方に反対すべきです。また、弱小自治体が自治体らしく頑張れるようにこそ応援すべきです。県は合併を望まない市町村にも支援措置を講ずるべきと思いますが、いかがでしょうか。

地方自治の本旨に基づき、住民の意思に基づいて決めるべきであるという立場で、日本共産党は、上からの押しつけには反対をしております。そのためには、住民が正しい選択判断のできる公正で的確な情報、資料が十分に提供されなければなりません。それは行政の最小限の責任です。県のパンフレット「みんなの将来のために市町村のあり方を考えてみよう」は、住民の疑問に答えていません。県のパンフでは、法定協議会の設置は、合併を行うことの是非も含めて正式に協議をする場とされておりますが、特例法にはこうした記述はありません。マニュアルでは、市町村計画の案をつくり、これを住民に説明し、意見を聞いた上で、次のステップとしての合併協定項目の協議に入るとしており、住民が是非の判断の意見を反映する余地がありません。現在、當麻、新庄では法定協議会が設置され、合併に向けての具体的な協議が行われています。合併した場合は、新しい市の名前をどうするか、庁舎をどこに置くのか、住民サービスや公共料金はどうするかなど、合併を前提とした協議しか行われていないと聞いております。是非を問うというのであれば、合併しない場合はどうなっていくのかも含めて論議されるべきです。

その際、財政の検討が重要となります。県内でも合併についての議論がされていますが、どうせするなら特例措置がある今のうちにすべきとの声があります。平成十四年二月二十

八日の全国市町村振興協会事務局長会議で香山総務審議官は、「合併推進の特例措置を全部書いてあります。いろいろ考え得るあめといいますか、ほとんど網羅してあります。これ以上ネタを探すのが難しいくらい用意してあるわけです。十七年の三月で切れます。特例措置に間に合うようにぜひともやっていただきたい」と発言しています。地方交付税の算定の合併特例は、あめというより、傷の手当てのようなものです。合併したら地方交付税が大幅に減ります。段階補正の増額分は、相当部分が職員のための費用です。職員は、合併したからといって直ちに減らしたり解雇するわけにはいきません。旧役場を直ちになくすというわけにもいきません。激減緩和措置として地方交付税の合併特例が制度化されたもので、合併特例で有利な財源ができると得するかのように宣伝されていますが、実際には、あめというより傷の手当てと言うべきです。合併特例債の対象は、合併市町村のまちづくりのための建設事業と振興基金の二つです。まちづくり建設事業はどこでも数百億円の規模で、基金上限と比べても格段に多くなっています。その結果、これまで以上のむだな公共事業をふやし、中心部と周辺部の格差が拡大し、さらに十年後には地方債の収入が激減、合併特例債の返済も始まり、公債費負担の増大、施設の維持管理費の負担など財政困難が生じることが考えられます。協議の中で財政推進計画を十年程度しか出さない地域がありますが、これでは、合併したらどうなるのか、正しく住民に伝えていることにはなりません。マイナス面も含め、十五年、二十年先の資料など、合併の是非の判断ができる資料の提示をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

介護保険について質問します。

二〇〇〇年四月に始まった介護保険制度は四年目を迎えます。介護保険の導入の際、家族介護から社会が支える介護、在宅で安心できる介護へと大宣伝が行われました。在宅サービスは、一貫して限度額の四割程度しか利用されていません。介護を必要とされた人も、五人に一人はサービスを利用していません。これは施設サービスの利用者に匹敵する数です。相変わらず家族介護に大きく依存しています。しかも重大なことは、全体の利用者がふえている中で、低所得者は制度導入前に比べて一〇%も利用が減っています。高齢者の七六%が住民税非課税です。低所得者の保険料、利用料の減免対策は、介護保険存続の不可欠な条件です。

奈良県では四十七の全市町村が、単独で介護保険の低所得者のホームヘルパー利用料の三%の軽減対策を実施していますが、幾らの費用がかかっているのか、実態すら県は把握していません。低所得者対策は制度の根幹にかかわるもので、当然実態をつかむべきと思います。県は、介護保険が円滑に進むように積極的に市町村を支援する立場ですが、実際は国言いなりで、厚生労働省が自治体独自の減免制度に対し、保険料の全額免除は不適當、資産状況等を把握しない一律減免は不適當、一般財源の繰入れは不適當という三原則を押しつけているのと同様の立場で市町村に対応しています。介護保険は市町村の自治事務であり、国の権力的な介入が及ぶものではありません。政府も、共産党の追及に対して、地方自治法上従う義務というものではないと回答しています。今、地方自治体とは何かの間

われています。地方自治法では、その役割を住民の福祉の増進を基本とするとうたっています。国言いなりで悪政を押しつけるのではなく、住民に直結している市町村を応援する県の役割は重大です。

介護保険の見直しに当たり、保険料がこれ以上上がったなら生活できないという不安が広がっています。奈良県では介護保険費用が、計画に比べて十二年度、七七%、十三年度、八五%、十四年度、九四・九六%の実績です。この三年間で全県で百九十六億円使い残しです。財源はあります。県としても市町村がこの財源を使って引下げを実施するように支援することや、県が独自の施策を行うことを求めます。国の低所得者対策である法施行前からの訪問看護利用者に対する負担率が六%に引き上げられますが、従来どおりの三%負担となるように県が支援すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

日本共産党は、国に対して保険料の引上げをさせないために緊急要求を行いました。現在、国庫負担は二五%ですが、うち調整交付金が五%となっています。調整交付金は外枠にして、すべての自治体一律二五%に引き上げ、国の負担を三〇%にすれば、保険料の値上げは中止できます。県としても国に要望するとともに、独自の努力をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

特養ホームの入所希望者が急増しています。奈良県では、介護保険が始まる前に九百人の人が順番待ちでしたが、それが、昨年二月の調査では二千三百八十二人と急増しています。私は、二十年間寝たきりの奥さんを介護し、みとられた男性から、体力もなくなり、入退院を繰り返している、老人ホームに入りたいと相談を受けました。地元の希望されているところに尋ねたところ、三百人が順番待ちとのことでした。あまりにもひどい話ではありませんか。県の計画では、特養ホームは十三年度に四千二百十三床を、十九年度には五千三百六十六床と、千百五十三床の増床予定ですが、既に二千三百人不足ですから、話になりません。緊急の人が入れるように優先入所制度を実施することになりましたが、絶対量が不足の中では、どこまで効果があるかは疑問です。施設をふやすことで保険料が上がることはないように、国と自治体の責任で早急に施設の整備を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、福祉医療の問題で質問します。

乳幼児医療は、奈良県が全国で最もおくれた制度になりました。昨年、国は、少子化対策として、三歳未満の医療費を三割から二割に軽減しました。全国ではこのことで、自治体負担が減った分を年齢拡大など前進に向けています。ところが、奈良県だけは、老人医療の一部負担増に合わせ、一割に負担をふやしています。乳幼児医療費の就学前までの拡大は、全国でも、四月実施を入れて三十の都道府県に広がっています。若いお母さんが、「給料日前に子どもが熱を出すと、お金がないので、つい様子を見ようと思ってしまい、ぐずる子どもを抱きかかえて、サービス残業で帰りの遅い夫を待っていると、もう子どもはこれ以上は要らないと思ってしまう」と言われました。そんな県民に冷たい施策の積み重ねが、奈良県の合計特殊出生率一・二二、全国四十三番目となっているのではないでし

ようか。県は子育て支援に力を入れようというのなら、まず、乳幼児医療費の就学前までの無料化制度を実施していただきたいと思います。県が無料化を実施すれば、窓口の立てかえ払いもなくなります。老人医療費の存続、障害者医療は、在宅酸素を受けている呼吸器の三級の障害者の負担が軽減できるよう、三級までの拡大を求めます。また、母子医療は、ひとり親医療として拡充してください。県として、福祉医療制度の見直しの方向、実施の時期を明らかにしてください。

医療費の三割負担凍結について質問します。

四月から実施予定の健康保険本人の三割負担は、必要な受診を抑制し、治療を中断させ、国民の健康悪化を引き起こし、医療費の増大を招くこととなります。医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の四団体も求めておりますように、凍結をするように国に働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ヤマトハイミールの中小企業高度化資金について質問します。

県が、平成二年に十六億円、平成三年に四億円の合わせて二十億円を貸し付けたヤマトハイミールへの中小企業高度化資金は、住民監査請求により、三百万円だけ返済がされていること、三年据え置き、無利子、二十年返済の契約ですが、県はこの間八回、償還条件の変更を行い、請求書が発行されていないことが明らかになりました。日本共産党が追及を続けてきた中で、県は、十三年度分十六億円に対しては、一億七千七百七十七万円の返済請求を十三年十一月三十日を納期限として請求、さらに四億円については、十三年度分三千九百七十万円の返済請求を平成十四年二月二十七日を納期限として請求しています。納期限より一年以上が経過しています。契約の第四条では、分割償還を滞納したときには、全部もしくは一部を即時償還しなければならないとされています。さらに増担保を求められることができるとされていますが、県の土地評価では、七百四十九坪で三億円、機械設備評価を十五億円とし、合わせて十八億円の担保価値があるとしています。しかし、「二十億円不正融資疑惑を究明する会」の独自調査では、土地は二億円、機械設備二億円の四億円と見込まれており、大きな開きがあります。県は過大に評価し、増担保の措置をとっていませんが、第三者機関に再評価を依頼し、再評価に基づく増担保措置を実行すべきと思いますが、いかがでしょうか。十三年度の返済状況、十四年度の請求の実態、今後の回収の見通しを明らかにしていただきたいと思います。

最後に、地元の要望といたしまして、バス路線の存続の要望をさせていただきます。

今、高田法隆寺線の廃止が発表されました。それ以来、存続を求める住民の署名が広がり、広陵町、河合町、それぞれの議会でも存続決議が上がり、十五年度は当面、半年間の存続方向が示されています。県としても引き続き存続をされるように支援をしていただくよう要望をしておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。答弁によりましては自席より再質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（山本保幸） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問の第一点は、イラクに関するご質問でございます。

ご質問の中にもございましたように、平和で安全な社会を実現するという事は、地球上のすべての人々の共通の願いであると思います。私もまた、さまざまな問題が平和的に解決することを切に願っている一人でございます。イラクの大量破壊兵器をめぐる問題は、せんじ詰めると、イラクが国連の安保理事会の決議を遵守するかどうか、こういう問題であろうかと考えておりました。平和的に解決されるよう、国連を中心に各国が協調して、あらゆる外交努力を尽くされるよう期待しているものでございます。

また、「国際文化観光・平和県」ということにお触れいただきました。地方政治の立場からいたしますと、「国際文化観光・平和県」として、本県が有する歴史的遺産などの特性を活用しながら、さまざまな分野で国際協力事業を実施し、また、今後とも世界の人々と交流、協力を積極的に進め、相互理解を深める、こういう形でお互いの気持ちの通い合いを深めて、世界平和の実現に寄与してまいりたいと考えております。以上でございます。

次に第二点は、政治資金に関するご質問でございます。

もう従来から申し上げておりますように、政治資金につきましては、政治資金規正法の基本理念には、政治資金の收受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、政治資金規正法に基づいて公明正大に行わなければならない、こう規定されておりました。この基本理念を遵守して政治資金の取扱いを行っていくことは、私は当然だと思っております。お尋ねの中で、無配当と欠損会社の企業のことが言われましたが、政治資金規正法では、欠損会社の寄附の禁止が定められております。小泉総理の答弁は、それを踏み込んで、先般、無配企業からの寄附の自粛を検討する旨をお答えになったと私は理解している次第でございます。これと私の政治団体の話とは、時間が違う話でございます。過去の話とこれからの話をごっちゃにしてご質問いただいたようでございますが、私は政党に属しておりませんので、二〇〇〇年一月以降、平成十二年一月以降は、規正法に従いまして、いわゆる企業献金はいただかない、企業からの寄附は受けておらないところでございまして、今後も同様でございます。そういうことでご理解いただきたいと思っております。繰り返しになりますが、今後とも政治資金の取扱いについては、政治資金規正法に基づいて適正に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本保幸） 関副知事。

◎副知事〔総務部長事務取扱〕（関博之） 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点目は、新年度予算についてのお尋ねであります。不要不急の大型公共事業を削り、県民の暮らし応援に予算の使い方を切りかえるべきであるとするが、どうかという点でございます。

まず、新年度の予算の編成に当たりましては、県税収入が大変低い水準と見込まれる厳しい歳入環境のもとで、新総合計画後期実施計画に示されました八項目の主要施策を基本

とし、喫緊の課題であります経済・雇用対策をはじめ、少子・高齢化、健康増進、科学技術、環境、教育改革、観光振興など、本県が直面する諸政策課題に果敢に取り組むこととして、新規施策の積極的な創出に努めたところであります。特に経済・雇用対策につきましては、中小企業に対する制度融資の充実、仮称であります、産業活性化プラザ、これへの中小企業支援の集約、強化、緊急雇用対策などの取り組みに精いっぱい配慮をいたしました。また、福祉、健康の分野につきましても、地域子育て支援推進強化事業や、中央こども家庭相談センター整備をはじめとする、こども・家庭対策の充実、障害者支援費制度の円滑な実施、地域支え合いカンパニー支援等の高齢者活動支援、各種社会福祉施設の整備、健康増進、青少年健全育成、県立医科大学附属病院の整備など、各施策の一層の推進を図ったところであります。同時に、すべての事務事業について費用対効果の検証などの見直しを行いました。経費全般にわたる節減合理化、施策事業の優先順位の厳しい選択と重点化に努めますとともに、人件費の抑制を行うなど、行財政改革及び財政健全化に着実に取り組むこととしたところであります。

さらに、県債の発行につきましてですが、国の地方財政対策を踏まえ、地方財源手当てとしての臨時財政対策債を十四年度に比べ倍増近くの四百億円発行するものの、こういう特例的な県債や借換債などを除きたいわゆる通常の県債は二割以上減らしております。こういうことで今後の公債費負担の軽減にも努めたところであります。

なお、公共事業等の社会資本整備につきましては、県民の皆さんのアンケート調査の結果でも特にご要望の強い道路・街路整備を重視しますなど、めり張りをつけて、県民生活に必要な生活基盤整備や、医療、福祉、教育等の施設の充実に取り組むを行ったところであります。財源につきましても、極力国庫補助金を確保し、また、財源措置のある有利な起債を活用しますほか、必要に応じ、国直轄事業の積極的な確保にも努めているところであります。今後とも、昨年策定しました財政健全化指針を踏まえ、健全財政のための努力を重ねますとともに、わかりやすい県政の展開を基本に、本県の将来を見据え、萎縮することなく各般の政策課題に取り組むを努めてまいりたいと考えております。

次に第二点目として、市町村合併についてのお尋ねであります。

まず、仮称であります、奈良県市町村合併支援交付金に代表される合併促進支援措置だけでなく、合併を望まない市町村に対しても支援措置を講ずるべきであると考えているが、どうかという点からであります。

市町村の合併は、繰り返し申し上げておりますが、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄でありますので、その推進に当たりましては、まず、それぞれの市町村や地域の方々が自主的、主体的に判断することが基本でありまして、国や県はその判断を尊重し、これを支援する役割を担うべきものと考えておりまして、これまでもそのように努めてきたところであります。平成十五年度予算案におきまして新たに、お尋ねにありましたように（仮称）奈良県市町村合併支援交付金を盛り込んだところでありますが、これは既に合併を検討あるいは議論しておられます市町村から一層の支援について具体的にご要

望いただきましたので、それを踏まえまして検討したものでございます。一般に、合併後は新市町村内の区域で一体性を高めるための事業を行うなど、まちづくりを推進することが必要となります。それに一時的に費用がかかりますことから、そうしたまちづくりのための事業がより一層スムーズに進むようにと支援策を設けたところであります。なお、ご質問の中で触れられました合併協議会への職員の派遣につきましても、それぞれの地域からの要請がありまして行っているものでございます。

また、各市町村における、今は合併でございますが、合併以外のいろいろな取り組み、お尋ねにあった点でございますが、この点につきましては、これまでも、例えば地域活性化事業総合補助金、市町村振興資金貸付金、あるいは、土木部であります、市町村道路整備事業補助金などの県単独の支援策の活用、あるいは過疎債等の有利な地方債の確保など、こういう財政支援を行いますほか、イベントの共同開催、職員の合同研修の実施など、それぞれの部局において、さまざまな手法によってその支援に努めているところであります。今後とも、各市町村の意向をお聞きしながら、実情に即した支援に努力したいというふうに考えております。

合併についてもう一点であります、法定協議会につきまして、実際は合併に是を前提とした協議の場になっているのではないかと、協議に際してマイナス面を含めた是非を判断できる資料の提示を行うことが必要と考えるが、どうかという点でございます。

市町村の合併に向けては、法令に基づく諸手続や、そのための準備が必要となりますが、合併をするかどうかは、まず関係市町村が協議会を設置して、そこで、合併後の新市町村の将来像や行政サービスの水準など、あらゆることについて協議していただくのが通常であります。その上で改めて各市町村の議会において議決をしてご判断をしていただくということになります。この趣旨から、法定の合併協議会では、合併に関するあらゆる協議を事前に行う場として、メリットから懸念されることまで幅広く論議、協議を進めていただくことが望ましいわけでありまして、また、その状況を住民の方々に公開、周知して、その意見をまた反映していくというプロセスも大切ではないかと考えております。なお、県のパンフレットには、合併のメリットと考えられることとあわせまして、「市町村合併によって困ることはないのでしょうか？」という項目を設けてあります。一般的な記載であります、合併によって懸念される事項についても取り上げておるところでありまして、これをいろいろな論議の際の参考にしていただきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、合併協議会の設置によって合併が決定されるというわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、まずは各地域において大いに議論を重ねていただいて、その上で改めて各市町村の議会の議決により判断していただく仕組みとなっておりますので、県といたしましては、この仕組みを踏まえながら、今後とも、各地域の自主的、主体的な取り組みに対して実情に即した支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本保幸） 橋本福祉部長。

◎福祉部長（橋本弘隆） 九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対するご質問の一点目は、介護保険についてであります。

まず、低所得者の訪問介護の利用者負担のうち、法施行前からの利用者に対する負担率が平成十五年度から六％に引き上げられるが、従来どおり三％負担となるよう県が支援すべきではないかというお尋ねでございます。

介護保険の利用者負担につきましては、保険料を同じように負担しながら、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平を図るため、利用者の方には介護費用の二割を負担いただくこととなっております。ご質問の法施行時のホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担軽減措置事業は、低所得世帯であって、平成十二年四月の法施行前からホームヘルプサービスを利用しておられた要支援・要介護者について、激変緩和の観点から、利用者負担を当面三年間は三％に軽減しているものであります。制度創設時の方針として、三年経過後に段階的に引き上げることとされておりました、平成十五年度から六％に、平成十七年度からは通常どおりの一〇％にするということにとられた特別対策であります。県では、低所得者対策といたしまして、社会福祉法人による利用者負担の減免措置事業を活用いたしまして、法施行時の軽減措置対象者以外のホームヘルプサービス利用者について、原則五％軽減のところを三％まで軽減を行ってきております。この制度を活用いたしまして、法施行前からホームヘルプサービスを利用されている方であって、社会福祉法人の減免措置事業の対象となる方、住民税世帯非課税の方のうち特に生計困難な方がありますが、これらの方につきましては、平成十五年度においても三％まで軽減することができるよう予算措置を行ったところであります。

次に、国庫負担率二五％を三〇％に引上げを国に要望するとともに、県独自の努力を行うことが必要ではないかというお尋ねでございます。

介護保険は、社会保障制度として、その財源負担は、介護給付費の半分を保険料で賄い、残り半分を公費で負担する社会保険制度として構築されております。公費負担のうち、県、市町村は給付費の一・五％をそれぞれ負担いたしまして、国は、二〇％の定率負担のほか、低所得者の割合が高い保険者や、七十五歳以上の特に高齢な方の割合が高い保険者には多く交付する調整交付金として五％の負担をいたしております。この調整交付金五％分を別枠とし、国庫負担金の定率負担を二五％に引き上げることによって介護保険料の値上げを抑えるということですが、このことは、給付費を保険料と公費で半分ずつ負担するという考え方で構築された制度を大きく変えることになると考えます。介護保険制度は、制度施行後五年を目途に制度全般について見直しが実施されることとされており、保険料負担も含めて、財政負担の問題についてもこの中で論議されるものと考えております。

次に、特別養護老人ホームの整備についてのお尋ねでございます。

特別養護老人ホームの整備につきましては、奈良県介護保険事業支援計画及び奈良県老人保健福祉計画に基づき整備を行ってきております。平成十四年度の整備数は四千三百七

十一床となる予定でありまして、十四年度の整備目標であります四千百六十七床を二百床以上上回る整備となっております。ご質問にありましたように、本県における特別養護老人ホームの入所申込者の状況は、昨年二月現在で二千三百八十二人となっております、このうち老人保健施設や病院に入所、入院されている方が千二百二十四名と四七%を占めており、在宅で入所を希望されている方は一千三十六人、四三%となっております。こういった状況を踏まえまして、現在策定中の次期計画における特別養護老人ホームの整備目標数については、国から示されました参酌標準では高齢者人口の一・五%でしたが、一・八%、十九年度の整備目標五千三百六十六床まで伸ばした数字を現在の計画素案の整備数としてまとめているところであります。新年度から始まります第二期五カ年計画では、計画期間の前半に積極的に整備を行うこととしておりまして、平成十五年度においては、創設五施設、増床二施設、合計三百四十一床に対し助成する予算を計上させていただいているところであります。

なお、昨年八月には、施設の運営基準、これは厚生労働省令で定められておりますが、その改正が行われまして、入所を待っている申込者がいる場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努めなければならないとされました。県では、奈良県市町村介護保険制度推進協議会のもとに、施設、保険者、県の三者による指針検討委員会を設けまして、透明性、公平性の観点から、施設における優先入居が適切に行われるように、また一方で、契約制度という介護保険の原則を損なうことのないよう、奈良県指定介護老人福祉施設に係る入所指針の策定をいたしまして、四月から運用することとしたところであります。

私に対する二点目のご質問は、福祉医療制度の見直しについてで、乳幼児医療の就学前までの無料化を実施すべきでないか、また、障害者・母子医療の拡充、あるいは福祉医療制度の見直しの方向と実施時期についてのご質問でございます。

福祉医療制度は、医療費の自己負担相当額を助成する事業でありまして、市町村が実施主体であり、条例で対象年齢や所得などの要件を定め、実施し、県は市町村に対しまして一定の補助をしているものであります。本制度は制度創設から三十年を経過しておりまして、現在では、少子・高齢化の進展、また、先般の制度改正によりまして、老人保健の対象年齢が七十歳以上から七十五歳以上に引き上げられるなど、高齢者の位置づけの変化も生じておりまして、社会情勢も大きく変化をしてきております。また、国におきましても、安定的で持続可能な医療保険制度とするべく、引き続きさまざまな検討が行われているところであります。

このことから、平成十五年度において、老人医療費助成事業、乳幼児医療などの福祉医療制度につきまして、国における医療保険制度改革の検討の動向も注視しつつ、実施主体である市町村の代表者等とともに、既に設置をいたしております福祉医療検討委員会において見直しの検討を行うこととしております。これらの福祉医療費助成事業は安定的な運用が不可欠でありまして、将来にわたり持続可能な制度として実施、展開していく必要が

あると考えております。したがって、今後の高齢化の進行、あるいは少子化対策など、さまざまな観点を踏まえ、制度の長期的展望も視野に入れながら、その実施時期も含めて、見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

三点目のご質問は、医療費の三割負担について凍結を国に働きかけるべきであると思うが、どうかというお尋ねでございます。

今回の医療制度改革は、国民皆保険制度をとっている我が国の医療保険制度を将来にわたり揺るぎないものとするための改革であり、そのためには関係者が等しく負担を分かち合うことが不可欠として健康保険法等が改正されたものでありまして、この改革を進めることにより、中長期的には国民全体にプラスになるというふうに言われております。平成十五年四月から実施予定の三割負担につきましては、国においてさまざまな議論、検討を経て、給付と負担の見直しの観点から三割と決定されたものと承知をいたしております。また、最近、新聞等で三割負担の据え置きを求める意見があることも承知をしておりますが、今回の制度改革には、外来薬剤一部負担の廃止や三歳未満の乳幼児の八割給付―患者二割負担でございますが、への改善及び低所得高齢者に対する負担軽減措置の拡充等、低所得者、高齢者にも配慮しつつ、極めて深刻な状況にある医療保険制度の安定の確保に向けて、また、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能な制度とすべく必要な改正が図られたものと受けとめております。なお、国におきましては引き続き、将来にわたって医療保険制度の安定的な運営を図るため、各般の課題について検討が行われておりますが、県といたしましては、医療制度は国の責任において持続可能な制度として構築するよう、全国知事会を通じ、国に対し要望を行っているところであります。

以上でございます。

○副議長（山本保幸） 池田商工労働部長。

◎商工労働部長（池田好紀） 九番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、中小企業高度化資金に対しまして再評価を依頼して、増担保措置を実行してはどうか、また、平成十三年度以降の返済状況等についての質問であります。

本件中小企業高度化資金につきましては、抜本的な公害解消と業界の構造改善を図るために貸し付けたもので、県及び中小企業総合事業団が、事業規模、償還計画のほか、公害防止対策についても十分検討した上で融資実行をしたものでございます。当初の公害対策は一定の成果があったものの、貸付け後の社会経済情勢の変化により厳しい経営内容に陥っていることから、中小企業総合事業団と協議を行い、条件変更を行ってまいりましたが、その後の償還計画による返済額につきましては、平成十三年度十一月に一億七千七百七十七万円、二月に三千九百七十万円の請求を行いました。償還されず、現在、督促を行ったところであります。平成十四年度の返済額につきましても請求しておりますが、経営状況は苦しい状態が続いており、いまだ未納の状況にあります。また、担保物件につきましては、貸付け時におきまして、貸付け対象物件であります建物、設備について抵当権を設定いたしておりますとともに、貸付け対象外であります、事業に係ります一体のもの

して、土地についても抵当権を設定しているところであります。追加担保等の提供を求めることは、厳しい経営状況下であり、現実には難しいと認識しております。今後とも、経営状況の把握はもとより、実態に沿った経営指導を行い、債権回収に努めてまいり所存であります。

以上であります。

○副議長（山本保幸） 九番今井光子議員。

◆九番（今井光子） 今、いろいろお答えをいただきましたけれども、幾つかの点で再度お伺いをしたいと思います。

まず、乳幼児医療の関係ですけれども、乳幼児医療制度につきましては、昨年の予算ベースで見ますと四億三千三百万円が、本年度予算では二億七千六百万円と、一億五千六百万円も減っているという状況になっています。これは本当に、今この近畿圏でも就学前までやっていないというところは滋賀県と奈良県だけ、しかもこれほどの負担があるというのは本当に今奈良県だけという状況の中で、不況で大変だというちょっと事例を聞いたんですけれども、ぜんそくで子どもさんが入院したところで、入院費が七万円かかったと言われております。ご主人の収入からローンを抜いたら手取りで二十万円、そこから七万円の医療費を払わなきゃいけないという、そういう実態の中で、私はやはり、この乳幼児医療制度につきましては要望も非常に大きくなっております。今、共産党の方では、この乳幼児医療の拡大や介護保険、三十人学級などの「ニコニコ署名」というのに取り組んでおりまして、一月半ばから約一カ月で一万人、今でもふえてきておりますけれども、この間、増井副知事に受け取っていただいたわけですけれども、本当にこの問題では早急に何らかの前進をしていただきたい。その点で再度お伺いしたいと思います。

それから、負担の公平というのをよく言われますけれども、例えば介護保険の二段階の方は、年金がゼロの人も、二百六十六万円の人も、同じ保険料を払わなくてはならないという、こういう仕組みなんです。この点を何とかしようということで各市町村が工夫をして頑張っている。そこにやはり県としても何らかの支援をするべきではないかというふうに思います。

それから、福祉医療の関係で、私は調べました。いつも医療の関係を言いますと、将来の持続可能とかいうことのご答弁をいただきますけれども、まず、公平ということ言いますと、医療費というのは病気の重い人ほど負担が高いということで、だれも好きで病気になる人はいないわけです。そこが負担が大きいというのが一つ大きな問題です。この福祉医療ですが、平成二年から、県の財政指標が平成二年からになっておりましたので、調べましたら、福祉医療制度は十億円減っています。県の借金は五百四十三億円ふえておりました、予算規模でも六百七十八億円ふえておりますので、私はこの医療費が県の財政赤字の圧迫の理由にはならないというふうに思っております。今本当に大事なことは、安心して奈良県で病気になっても住めるという、そういう安心感をつくることではないかというふうに思いますので、その点をお伺いしたいと思います。

最後に、この間新聞に出ておりました投書で、なるほどなと思ったんですが、国がつくるツケ、県民が払う社会というので、大塔村の七十歳の方が投書しておりました。「借金には返済という前提条件があることは言うまでもない。債務が税収を上回るという県の新年度予算についての見出しは、あまり明るいものではない。県債は県民の借金である。政治家はかわるが、県民はかわることはできず、そのツケは県民が払っていかなければならない。大和平野の人口増に対する水源涵養や、それに伴う森林撫育などは押しやられ、公共事業という名目の土木費や公債費の増大に恐怖感さえ持つ。今私たちの村内でも、国道一六八号線に沿う形で高速道路の工事が始まりつつある。町村合併が成り、高速道路完成後に、地元に残るだろうか。たとえ寒村といえども県民に変わりはなく、借金だけ平等に背負わされて、奈良県民の誇りを持ってというのは、あまりにもひどい」、こういうような県民の意見があることをよく承知をしておいていただきたいというふうに思います。

○副議長（山本保幸） 橋本福祉部長。

◎福祉部長（橋本弘隆） 再質問にお答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしました。乳幼児医療制度につきましては、議員お述べのように、予算的には確かに減っておりますが、また乳幼児医療の対象年齢の拡大についても、従来からいろいろご提案をいただいていることは十分承知をいたしているところでございます。しかし、福祉医療の助成事業は、先ほどもご答弁をいたしました。安定的な運営が不可欠であります。将来にわたり持続可能な制度として実施運営していくためには、乳幼児医療費助成事業だけではなく、老人医療や母子医療など他の制度もあわせまして総合的に考える必要があるのではないかと考えております。そういう意味では、今後の高齢化の進行、あるいは少子化対策など、さまざまな観点を踏まえて、制度の長期的な展望も視野に入れて検討していかねばならないと考えております。そういうことを基本に、先ほど申し上げました福祉医療検討委員会において見直しの検討を行うことといたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本保幸） 九番今井議員。

◆九番（今井光子） やはり切実な要望があるのをしっかりと受けとめていただきたいということを強く訴えまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○副議長（山本保幸） 次に、三十五番杉村寿夫議員に発言を許します。――三十五番杉村寿夫議員。（拍手）

◆三十五番（杉村寿夫） 議長のお許しを得まして、きょうの最後の一般質問でございます。議員諸公はお疲れであろうと思いますけれども、もうしばらくのおつき合いをお願いいたします。

私は、知事に一点、それから副知事に一点、教育長に一点、あとは要望にとどめます。

ご承知のとおり、我が党の代表質問におきまして、厳しい県の財政の中から創意と工夫、大変苦勞なさって、新しく迎える新年度の予算が発表されました。大変、県の皆さん方の知恵に厚く感謝を申し上げます。

私は一点、論を変えまして、ガンジーの精神、その言葉の中で、七つの社会の罪が今の日本にはあるのではないか。まず一つは、理念なき政治、そしてまた二つ目には、労働のない富、良心なき快樂、あるいは道徳なき商業というのが、今の日本の社会に横行しておると言っても過言ではないと思うわけでございます。そういう中で、デフレの進行、あるいはまた金融システムの不安定、また、アメリカ、イラクの攻撃問題、無法国家である北朝鮮の無法化、今の日本を取り巻く社会において重大な結論を求められております。日本がいつまでも行動を起こさず、エンジンを起こした車にじっと乗りながら座っておるだけでは、車は動きません。おりて引くなり、あるいは押すなりして行動を起こさなければならぬと思うわけでございます。

そういった中で財政的にも非常に厳しい情勢でありますけれども、私はここで知事に、今イングランドで言われておりますマニフェスト。これは聞きなれないようでありますけれども、イギリスの政党が選挙のときに公表する有権者への約束であります。どんな政策で、いつまでに、どう実現するか、期限、あるいはまた数値目標、財源等を示すわけでございます。今、地方自治体の借金、二〇〇三年度で百九十九兆円の見通しで、地方財政は戦後最悪の財源不足となっております。国からの補助金、あるいはまた、地方交付税も頼れない自治体が行う公共投資も限界があろうと思うわけでございます。一方、高齢化社会、少子・高齢化、また環境問題、あるいは住民の行政サービス、こういったところに多種多様化する中であって、あれもこれもではなく、あれか、これか。例えば、福祉予算にはこれだけつけるかわりに、公共投資はこれだけご辛抱願いたいという、はっきりと示す必要が、私は今行動すべきだと思うわけでございます。他府県の知事も、このマニフェストという用語に倣いながら、じっと見るだけではなく、行動を起こそうとしておると聞いておりますけれども、我が奈良県知事はこのマニフェストに対してどのようなお考えを持っておるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

次に、デフレの進行、あるいはまた金融システムの不安定、そういった中で厳しい財政というのが今問題になっておるわけでございますから、私は、不況の脱出はもう三年ぐらい続くだろう、現状、豊かさの中の不況ではないか、こう考えるんです。一人当たりの国民所得、あるいはまた海外資産額、外貨準備高、個人金融資産等、先進国のトップであります。失業率は五・五%、アメリカは六%、ドイツ、フランスは一〇%、私はこういったところを見る場合には、一九二〇年、ちょうど大正九年、今から八十三年前の米国経済の大教訓を今日本が学ぶべきだと思っております。

そこで、古い物差しではかるんじゃなくして、発想を転換して、新しい物差しで改革を進めなきゃならない。そういう中で今議会で提案されたいわゆる県民参加型奈良県債、

これについて我が党の松井議員も申されましたが、知事は答弁の中で基本的な考え方を申されたと思います。

私はもう一步突っ込んで、副知事にこのミニ公募債についてお尋ねをしたいと思うんです。石川県もミニ公募債を発売しました。約十億円だと聞いております。発売一時間で売り切れた。どの地方自治体も数時間でそれだけ売れていくんです。ということは、私は、一部に言われております、今国民が持つておるお金は千二百兆円だと言われております。それを何とか引き出してデフレ対策をやろうとするけれども、理念なき政治がために、国民はじっと我慢をして持つておる。そこにやっぱりこういった安心のできるミニ公募債というものが、私は、ひいては愛郷の精神に通じ、自分も県の財政に協力しよう、こういう県民の気持ちを呼び起こしてくる。これはいろんな問題で、金利等ありますけれども、私は、もっと広く大きくチャレンジすべきだと思うんです。新しい物差しはチャレンジしていく、古い物差しは型にはまっている、この発想の転換が私は今必要ではなからうかと。したがって、奈良県も、大胆にミニ県民債ということを発行しながら、県民に政治に参加していただくという一大挑戦をしていただきたいと思うんですけれども、この点について副知事のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、私は教育長にお尋ねを申し上げます。

奈良県は、古代国家群の発祥として、古事記や、あるいは日本書紀などに記されております旧跡や、人々の暮らしを私たちに教えてくれる集落など、数多くあります。さて、私はその中で、特に私の郷土御所市をはじめとする葛城地方は、四世紀から、あるいは五世紀にかけて、大和王権を構成する雄族として活躍されたと言われております葛城族の本拠地とされておまして、私の地元の室地区には、全長二百三十メートルを超える宮山古墳があり、大正十年に国の史跡に指定されております。また、昨年十二月は、宮山古墳の後方地にある巨勢山古墳群が、地元の人々の理解と協力を得まして、新たに国の史跡に指定をされました。巨勢山古墳は、五世紀中ごろから七世紀にかけてつくられた大小七百余りの古墳があります。我が国最大級の群集的な古墳として知られており、最近の発掘調査によってその内容が明らかにされつつあります。

今回の史跡指定により、ようやく今後の保存、あるいはまた整備というものに対してご尽力いただいたわけでございますけれども、さらにまた、巨勢山古墳の周辺には幾つかの古墳がありますけれども、昨年度、私の隣村の条というところに條ウル神古墳、これが発見されまして、調査されました。私も大きなこの古墳の石棺にも入って見てきたわけでございますけれども、藤ノ木古墳にも匹敵するような石棺、あるいはいろんなものが発見されました。それで、三月二十三日、二十四日に行われた現地説明会には、全国から一万人の見学者が訪れて、大変注目を浴びたのが條ウル神古墳であります。私は、このような文化財を、先人からのとうい努力によって今日まで保存を続けたのでありますので、今回、国の史跡に指定されました巨勢山古墳群とともに、今後、條ウル神古墳等をどのように調査し、保存を整備されていくのかということをお伺いしたいと思います。

私の知っている範囲は、條ウル神古墳、みやす塚古墳、キトラ古墳、宮山古墳、そして、七百基にわたる巨勢山古墳があるんです。したがって、住民の多くはこの古墳群を守っていかうということで全面的に協力をいたしております。しからば、どのような方向で、いつ、どうしてやっていくかという具体策を示しながら住民の協力を得ることも、夢につながっていくのではなかろうかと考えるわけでございますので、教育長のこの件に対するご答弁をお願い申し上げたいと思うわけでございます。

あと、私は二点の要望をしておきたいと思います。

それは、教育委員会、大変ご理解をいただきました県立御所高等学校、平成十六年度に開校百年を迎えるわけございまして、最近の厳しい財政の中、あるいはまた県立高校を縮小しなければならないときに、地元の私と川口県議が、地元の熱い要望、これを訴え続けてまいりまして、議員諸公のご理解を得、県当局の温かいご理解の中で、新しく青翔高校ということで出発をしたことに対して、心から御礼を申し上げるわけでございますけれども、いよいよこの青翔高校というのは、全国にもまれに見る理数科系、あるいはまた環境、こういうものを取り上げられております。

誠に当を得たわけでございますけれども、私は、南部の理数科四クラスに百六十人もの生徒が集まるのかなということ、出発に当たって非常に悩んでおるわけでございます。と申しますのも、理系コースに進む生徒の人数は、畝傍高校で九クラス中五クラス、高田高校で九クラス中六十人、一・五クラス、檜原高校で九クラス中二クラスです。ほかの中南部の学校では一クラスか、そんなところだと伺っておるわけでございます。その中で四クラスの理系生徒を集めることは、ちょっと多難ではないかな、こういう感を持つんです。青翔高校は出発から定員割れになるんじゃないかな、こういった心配が実はあるわけでございます。しかし、私はここで申し上げておきたいのは、入学の際、もし定数を割っても、一つのレベルをつくるためにもステップ台として考えていく必要があるのではなかろうか、このような感を持つわけでございます。とすれば、足切りだと言っていろんな批判もあろうと思うんですけれども、大きくこれから伸びていく青翔高校の出発点は、三年間は塩を贈るんだという気持ちで温かいご理解をお願いし、このことを強く要望しておきたいと思うんです。

次に、警察本部長に要望しておきたいと思います。

私は過日、実は運転免許証の更新にお邪魔をいたしまして、非常に警察が暗く感じたわけでございます。これは昭和三十年後半の建築で、もう四十年余り経過いたしております、十市の中でも御所だけが一番古く、暗くなってきておるわけでございます。私は、こんなことで果たして、開かれた警察、県民に親しまれる警察として入っていくんだろかなというふうな率直な感じを持ちました。そこで、この御所警察の改築に関して、私は随分前からこの問題を問い続けておりました。ですから、私の問い続ける中で、まず天理から先だ、次は吉野だ、そして今度は御所だ、このような期待をしておったわけでございますけれども、香芝警察が出てきた。大変厳しいわけですから、(笑声) 香芝も御所も仲よく

ひとつ一緒にしてやってもらえないだろうかとは思うわけです。しかし、厳しい予算がありますけれども、やはり地元の選出の県議として、生命と安全を守る警察官としての、まず警察庁舎の刷新を強く要望いたしたいと思うわけでございます。

終わりに、そうした三つの質問と二つの要望を申し上げました。ご承知のとおり、花も嵐も踏み越えて、四年に一回のいよいよ改選の統一地方選が参ったわけでございます。議員はこの四年間、県民のためにいかにあるか、県当局と激しい論争があったことも思い出があるわけでございますけれども、我々はしっかり大地に根を張って、公正と、そして県民の正義のために、一生懸命に議員諸君とともに県民の負託にこたえられるように、一層皆さん方のご精進をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（山本保幸） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） 三十五番杉村議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、マニフェスト、まあ政策綱領とでも訳すんでしょうか、それについてのご質問でございます。

イングランドの産というご紹介もございましたが、マニフェストは、質問で触れられましたように、政党としての選挙公約をより具体化して、政策の実行期間、あるいは財源、プロセス、数値目標等を明示するものでございまして、イギリス等の国々で政党が総選挙の際に作成する有権者向けの政策約束事を集めたものと、こういうようなものと理解している次第でございます。最近、ご質問にもお触れいただきましたように、日本においても、政策のわかりやすさや選挙公約の実効性を高める見地から、この考えを生かす動きが出ていることはご指摘のとおりだと思います。

実は私も、過去三回選挙に立候補して、その際、いわゆる選挙公約をお示しするために、自分で何度となく書き直しながら、実行したい政策内容や政治姿勢をできるだけわかりやすい表現で示すことに努力してきたという記憶が残ってございます。その経験から申しますと、まず日本では、法律の規制が厳しいので、例えば選挙公報とかチラシのたぐいを想起していただくとおわかりいただけると思いますが、限られた紙面等の中で関心を寄せていただきたい事柄をわかりやすく簡潔に書き出すには、かなり苦勞したという覚えがございます。こういう点も一つございます。また、これはきょうの質問でも、あれか、これかという表現で言われましたが、杉村議員は従来から質問でもたびたびご指摘いただいているように、政策というものは、限られた財政資金をどう使うかという取捨選択が大切なポイントでございますが、ありようによりましては、単に耳ざわりのよいお約束を並べる競争だけにならないような、そういうルールが暗黙のうちにでも成り立つことも必要だと考えております。私自身、今まで努力してきたこととしては、三回の選挙公報等でお示した項目はすべて私のパソコンの中に整理されておりまして、それとは別途いただきましたいろんな提案とかご意見がございます。そういうものと全部入力されておりまして、時折検索しては、記憶を新たにす材料として利用しております。そういう形で、何というか、

神経というか、そういうものを常に新鮮にしておきたという努力をしているところでございます。

さらに、このマニフェストにつきまして、内容にわたりますと、政党に属さない人間――これは政党として発表するものですから永続的な存在でございますが、政党に属さない人間でも、例えば我々の任期は四年でございますが、それを超える期間を要する事業も内容としては含めざるを得ないかと思えます。あるいは、本県のように地方交付税とか国庫支出金のような国からの財政資金を重要な財源と宿命的に考えざるを得ない地方団体にとりまして、実は考えてみますと、国がおつくりになる地方財政対策について、ある程度決め込んだ約束をするという場合も出てくる等々、いろんな問題点がございます。現実にはいろいろ検討しなければならないと思えますが、ご質問にもありましたように、やはりわかりやすい県政運営ということは大切なことでございますし、もともと私の基本姿勢とも合致するものであります。特に本県の場合は、実は数値目標に関して言えば、既に新総合計画の後期実施計画で具体的な数値目標、政策目標、事業目標として三百四十件ほど公表しております。こういうふうに幅広く設定して公表しているところでございますので、これを生かしながらわかりやすく政策提示を行うように努めてまいりたいと考えておりますが、具体的にどうしたらよいかは、今後の検討にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（山本保幸） 関副知事。

◎副知事〔総務部長事務取扱〕（関博之） 三十五番杉村議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、県民参加型奈良県債の発行について、チャレンジ精神でというお尋ねでございます。

この県民参加型県債の発行につきましては、昨年九月の定例県議会で議員からご質問をいただきまして、また、本定例県議会でも代表質問に対して知事が答弁を申し上げておりますので、若干繰り返しになるところがありますが、趣旨といたしましては、県債の購入を通じて県民の方々の県政への参画意識を高めていただきたいということと、資金の調達方法の多様化を図りたいと、こういうことを目的として今回発行することにいたしましたところであります。対象事業といたしましては、県民の方々に身近でわかりやすいものとして、県立医科大学附属病院の医療機器整備を予定しておりまして、発行額としては十億円程度を考えております。今回のこの発行額についてですが、本県にとって初めての県民参加型の公募地方債の発行でもあり、既に発行している団体の発行額やその販売状況などを参考にしまして、順調な消化が見込める額ということで設定するとともに、対象事業の県債発行見込み額などを考慮しまして十億円程度としているところでございます。また、発行の際には、できるだけ多くの県民の方々にご参加いただく趣旨から、購入単位は一万円単位で百万円を限度としたいと考えているところであります。

議員ご指摘の発行額のチャレンジにつきましては、私も、県民参加型の公募地方債の趣旨、目的を踏まえ、この発行額の拡充は望ましいことと考えております。そうしていきたいと思いますが、現段階といたしましては、まずは第一回目の販売状況を見る必要があります。分析しまして、あわせて今後の金利情勢や対象事業の状況などを勘案して、検討してまいりたいと考えております。なお、県民参加型の取り組みでありますので、県民の方々への周知にも努める必要がありますので、PR方法についても工夫をして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本保幸） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） 三十五番杉村議員のご質問にお答えをいたします。

私には、條ウル神古墳等の今後の整備についてのお尋ねでございます。

巨勢山古墳群は、五世紀から七世紀にかけて築造されました総数七百基を超える我が国最大級の古墳群でございます。平成十四年十二月に約六十三ヘクタールが国史跡に指定されております。平成十三年度に御所市が実施されました巨勢山古墳群確認調査とあわせて調査されました條ウル神古墳からは、蓋側面に縄掛け突起が三つございます極めて特異な家形石棺が出土いたしました。また、巨勢山木槨墓からは金銅装短刀などの遺物が出土いたしております。史跡巨勢山古墳群につきましては、平成十五年度から御所市におきまして史跡地の公有化に着手される予定でございます。また、條ウル神古墳等につきましては、石室内の遺物などが確認されておりますが、今後、墳丘の形状、その範囲、内容につきまして確認調査を実施する必要があると考えております。なお、條ウル神古墳等を含む巨勢山古墳群の保存整備につきましては、今後の確認調査や史跡地公有化の進捗を踏まえ、文化庁とも相談しながら、事業主体でございます御所市に、技術的な協力など、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

要望の方で、青翔高等学校につきまして率直なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。平成十六年四月から円滑にスタートができますように、魅力のある学校づくりに精いっぱい努めてまいる所存でございます。今後ともどうぞよろしく願いたします。

以上でございます。

○副議長（山本保幸） 三十五番杉村議員。

◆三十五番（杉村寿夫） 知事は、マニフェストについてご説明がありました。もちろん奈良県の長期計画の中にもそういったことが私は含まれておると思います。同時に、これは国との関係、いろんな問題、これから難しい問題が残ってくると思うんですね。今、全国の二、三の知事もこういうことを真剣に討議されているということも新聞紙上で聞いておるわけですが、私の言っておるのは、先ほど申しましたように、古い物差しではかゝるんじゃなくして、新しい物差しではかゝって、大胆にチャレンジをしていかなければならない、もうそういう時代ですよ、こういう感を常に持つておるわけですから、何でも

どんどんどんどんチャレンジしていく、こういう中で住民も一緒についてこさせる、こういったことも私は必要じゃなかろうかと。今後、このマニフェストにつきましても十二分に考えられまして、大胆に行動を起こされることを望んでおきたいと思います。

副知事さんの答弁、いわゆるミニ公募債、これは県も今年度予算で医療関係でそういうことをやられるということは、私は当を得ていると思うんですよ。だから、十億でしょう。石川県、十億で一時間で売り切れたと。どこでもみんな売り切れるんですよ。先ほど申しましたように、国民は千二百兆円ぐらい持っているというんですが、なかなか使わない。安心できないと。もう銀行も信用できないですからね。ですから、奈良県は信用ありますよ、そういう中でやっぱりみんなが参加していくという、私はこういうことはいいんじゃないかろうかと。銀行というのは金利もゼロですから、ちょっとつけてやったらいいと思うんですよ。そういうことも考えながら、大胆に発想を転換しなさいというのが私の要望であるわけでございますから、心してひとつやっていただきたいなというふうな感じを持つわけでございます。

教育長は、この條ウル神古墳に対しての説明がございました。地元の住民というのは、えらいもん出たなあ、こんなんどないするねやろというのが本当のところ、どないなるねやろなあ、これですね。そのうち皆忘れてしまうんですよ。三日たったら忘れてしまう、これが私は非常に恐ろしいわけなので、これは将来こういうふうにかやりますよ、それは何年先だとか、そういうことをひとつもうぴしっとビジョンを与えなければ、夢がないと思うんですよ。そういうことをひとつ皆さん方に、教育長も、国とも相談をし、こういうふうにかやしていきたいんだ、一つのビジョンはこうなんだということで、そういうことをぜひやっていただくことも新しい物差しではかる行政だということを訴えまして、私の質問を終わります。

○副議長（山本保幸） 三番中野雅史議員。

◆三番（中野雅史） 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（山本保幸） お諮りします。

三番中野雅史議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明三月四日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後四時二十二分散会